

原子力委員会

福島県知事のご意見を聴く会 / 新計画策定会議（第15回）

議事録

1. 日 時 平成16年12月22日（水）14:00～16:30

2. 場 所 タイム24ビル セミナールーム3

3. 議 題

1. 福島県知事のご意見を聴く会

2. 新計画策定会議（第15回）

- ・原子力発電について
- ・その他

4. 配布資料

資料第1号 安全の確保に関する中間取りまとめ（案）

資料第2号 新計画策定会議（第13回）議事録

資料第3号 御発言メモ

参考資料1 新計画策定会議（第13回、第14回）においていただいたご質問について

5. 出席者

ご意見を伺った方：佐藤栄佐久 福島県知事

委員：近藤委員長、井上委員、内山委員、岡崎委員、勝俣委員、木元委員、草間委員、
神田委員、児嶋委員、齋藤委員、笹岡委員、佐々木委員、住田委員、田中委員、
千野委員、殿塚委員、中西委員、庭野委員、橋本委員、伴委員、藤委員、
前田委員、町委員、山地委員、山名委員、吉岡委員、渡辺委員

内閣府：戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

6. 議事概要

(後藤企画官) それでは、定刻となりましたので、第15回の新計画策定会議を開催したいと思います。

まず冒頭に、福島県知事からご意見を聴く会という形にさせていただきたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、委員長、よろしく願います。

(近藤委員長) こんにちは。

委員の皆様には、年末でご多忙中のところ、ご参集賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、今ご紹介のように、長計に関してご意見を聴く会を開催させていただきます。

本日は、福島県知事の佐藤栄佐久様よりご意見をちょうだいいたしますが、お話しただく前に一言ご挨拶を申し上げます。

原子力委員会は、今年7月から1年間の予定で新原子力長期計画の策定作業を開始し、最初に関心の高い核燃料サイクル政策についてご審議をお願いし、青森県、新潟県、福井県の各知事からもご意見を伺いつつ審議を進めまして、去る11月に中間取りまとめを行い、現在は安全問題についてご審議いただいているところでございます。

この間、原子力委員会としましては、かねてより原子力政策全般にわたって卓見をご披露されておられます佐藤知事からも、ぜひご意見をお聞かせいただければと考えていたところでございますが、知事におかれましては、全国知事会副会長として、会長の梶原岐阜県知事を支えて、この国の未来を決める三位一体改革に関して、議論百出の中、来年度予算編成に合わせて地方の意見を集約することにご尽力されておられたと仄聞しております。このことに、まずもって敬意を表し、そのようなご多忙中にもかかわらず、本日ご意見を拝聴させていただけることとなりましたこと、大変ありがたく、心よりお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

では、本日は30分ほどお時間をいただけるということでございますので、最初の15分間ほどでご意見をお聞かせいただきまして、その後、委員の皆様による質疑を15分間ほど行うことにしたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

知事の方からは、資料として、テーブルの上に福島県エネルギー政策検討会の中間取りまとめと、その他資料3点、都合4点をご配布するということでございますので、配布していただきますのでよろしく願います。

それでは、知事、よろしく願います。

(佐藤福島県知事) 福島県の佐藤でございます。今日はこのような機会を、突然でございましたが申し出ましたところ、快く受けいただきましてありがとうございます。

昨日でございましたが、核燃料サイクルにつきましては、新聞に投稿しておりましたので、それも資料としてつけさせていただきます。ただいまお話がありましたが、私は8月に知事選挙等がございまして、9月に入ってからご承知の三位一体等々で、なかなか議事録も拝見する機会がなかったんですが、私が今日申し上げる点は、13回と14回の安全確保に関する私どもの職員がつくった議事録を拝見いたしまして、いろいろ感想も含め意見を申し上げたいと思ってお邪魔したわけでございます。

時間も少ないものですから、早速お話をしたいと思いますが、現行の原子力長期計画は、原子力委員会が決定して、閣議に報告という手続をとっておるわけです。いわば、国会でも審議できないことを決められるのが原子力委員会でありまして、その長が原子力委員長でございます。言い換えれば、原子力に関して総理大臣に物を申せる唯一の存在と言っても過言ではございません。

去る5月、近藤委員長に直接お会いしたときに、こういう世界があり、こういう言葉があるかどうかはわかりませんが、原子力ムラや一省庁の一司として、すなわち一省庁の局長や課長の立場にとどまるのではなく、全人格をかけて、この問題に後世に悔いの残らない決定を行ってくださいということを申し上げたわけでございます。

委員長のその後のご努力には敬意を表したいと思います。核燃料サイクル政策は、国家百年、千年の大計にかかわる、子々孫々まで大きな影響を与える極めて重要なものがありますが、この策定会議では、ようやく材料がそろったと私どもが思った途端に結論が出されてしまったように感じております。

私どもは、ドイツの安全委員会委員長のザイラーさんを福島にお呼びして、ご意見もお聞きしました。フランスは、ご承知のように来年、再来年まで10数年かけて議論を尽くされるというふうに向っております。これらについては、それぞれ状況が違うという意見があるのも知っておりますけれども、私はやはりこういう大きい問題は、論点を丁寧に拾い上げて明らかにしながら、議論をすべきであるというふうを考えております。

そういう状況の中で、これはこういうことを言っているのかどうかは別にして、多数決で何となく決まってしまったような、この最終的に決めたときの議事録等を拝見しますと、そう思わざるを得ない部分がございます。ウラン試験やバックエンド税制の改正に間に合わせるためと言われても仕方がないスケジュールありきの、私どもが常常言っていましたブルドーザーのような進め方というのがこの原子力政策についてのイメージでございましたが、どうもこのごろイラク戦争を見ておまして、戦車のようにどこから弾が飛んでこようと進むのだというイメージで、ブルドーザーから戦車にイメージが変わっていくような、そういう感じで拝見してきました。失礼の段はお許し願いたいと思います。

さて、この策定会議についてですが、32名の策定委員の構成について、ある雑誌には、

委員の多数が原子力ムラ出身あるいは再処理推進派であり、ムラにとって不利益になる結論が出されるはずがないとの記事が掲載されておりました。核燃料サイクル政策について、適切な議論がなされるのか懸念しながら、私はそれでも期待しておりましたが、残念ながらそういう懸念が的中していったような結果に今なっておるわけでございます。

前回の12月10日の会議において、ある委員から、「大変言いにくいことだが、あえて正直に申し上げると、関西電力と他の2社の間には大きな落差を感じずにはいられなかった」との発言があったそうです。この「言いにくい」というのは、この会議がそういう雰囲気なのか、あるいは本人がいるから言いにくかったのかわかりませんが、この策定会議では、11人が死傷する事故を起こした電力会社の責任者が、事故後も委員として、安全について安全確保のこの第2回目の会議で発言している。会社の社長とか業界団体の会長を継続するというのは、これは会社等の体制、体質の問題でありますので、私ども外部の者がとやかく言う問題ではありませんが、日本の原子力の安全確保を議論する会議に入ってもまだ発言している。こういうことは言いにくいどころか、やはり国民の視点で見なければならぬと思うんですね。このような安全を審議する公的な会議に委員としていまだに参加しているというのは、どう考えても、残念ながら理解に苦しみます。これは、策定会議の主催者である委員長の問題でもあると思うんですが、この判断については、後ほどあるのかどうかはわかりません。

さらに、当県の原子力発電所の配管の一部が、法令に基づく必要最小限の肉厚を運転中に下回っている可能性があることから速やかな交換を求めましたが、こちら委員から、「交換しなかったとしても技術的には安全上全く問題がないと考えている」と、立地地域住民の安全・安心を軽視するかのような発言がなされております。これらは、この策定会議の体質が露呈したものと言わざるを得ないと思っております。

さて、福島第一発電所5号機の配管減肉問題では、(安全確保の審議の)第1回目か第2回目の策定会議で、原子力安全・保安院は、平成16年9月に事業者から当該部位の報告を受けまして、極端に減肉している事実を把握しながら運転継続を容認しました。さらに、10月にその事実を知った当県が求めた見解においても、法令に基づく技術基準には、もともと十分な安全裕度が盛り込まれているなどとして、法令上も安全面でも問題ないといいたしました。本来、技術基準に基づく配管の必要肉厚を確保させようとするのが、安全規制機関ではないのでしょうか。

この件については、いただいた時間は15分ですが、ここまで言わないとなかなかわかっていただけないと思いますので、資料1をご覧いただきたいと思います。

原子力安全・保安院は、県が求めた見解において、以下により、運転を継続することは法令上も安全面でも問題はないといいたしました。

平成7年時の測定値7.7ミリメートルと平成15年時の測定値4.3ミリメートルの差3.4ミリメートルが減肉していたということでありますが、これをその間の運転年数5.63年で割ったものが年間の減肉率0.6ミリメートルとなります。保安院は、加圧水型原子炉の実績などから、この減肉率を最大と推定し、これをもとに技術基準を下回ることはないといたしました。しかし、私どもは、原子力安全・保安院はこの策定実績から得られた年0.6ミリメートルという減肉率を、具体的根拠を示さず過大と推定しております。そういうことが1つ。

それから2番目ですが、経済産業省令に基づく技術基準によれば、当該配管の必要最小肉厚は3.8ミリメートルとなりますが、保安院は、配管肉厚に関する技術基準は、もともと十分な安全裕度が盛り込まれているとして、その後の運転期間中に仮に技術基準上の必要最小肉厚に達したとしても、これが直ちに安全上の問題に結びつくことはないとしております。原子力安全・保安院は、事業者が0.8年の余寿命と評価した配管につきまして、1年以上経過した時点で、具体的な安全裕度の数値を示さないまま、直ちに安全上の問題に結びつくことはないとしたわけであります。これについての検証を、ぜひこの策定会議でしていただきたいと思っております。

さて、また、当該部位が破損した場合、当県の沸騰水型原子炉では放射性物質が漏洩する事故となる可能性があるにもかかわらず、原子力安全・保安院は、圧力条件等から蒸気噴出事故が生じるおそれがなく、運転を継続しても安全上の問題は発生するおそれが少ないなどと述べております。

しかしながら、12月8日には、現実に福島第一原子力発電所4号機では、内圧が比較的低い部位で配管から蒸気が噴霧するような事故が起きております。

資料2をご覧ください。写真があります。これは、5メートルぐらい離れたところから、4号機の噴霧している状態を撮影した写真でございます。内圧との関係で（内圧が低くても）、実際には放射能物質がこういう噴霧状態になっているということでございます。

さて、福島第一原子力発電所5号機の減肉問題につきましては、前々回の第13回策定会議で、伴委員の問題提起に対して原子力安全・保安院の課長が、もうじき定期検査が行われる時点で、果たして直前にとめてまでやる必要があるのかと、この策定会議で言っているわけです。科学的、合理的判断として、その必要はないと答えております。

しかし、私はよく覚えておりますが、昭和64年1月、平成元年でございますが、そのときの福島の事故は、もうすぐ定期検査だということで正月に入ってそのままにしたのが大きな事故につながっております。それから、今度の美浜の事故も、定期検査のちょっと前でございます。これは、そんなもうじき定期検査だからいいんだというようなことが、

何で原子力安全・保安院の...安全を守ろうとする方から出るのか、この点についてはどうも信じられないということでございます。

さて、前回のこの会議で、笹岡委員がハインリッヒの法則についてお話をされて、私も読みました。東京電力の猪苗代第二発電所、大正7年に完成して、東京の電灯、電車の8割を送っていた発電所でございます。そこには、外壁に大きく1:29:300という数字が書かれております。これは、もう釈迦に説法でございますが、1941年にアメリカの保険会社の安全技師ハインリッヒが、人間の起こした330件の事故・災害のうち、300件は無傷で、29件は軽症、1件は重症、さらに300件の無傷の事故の底辺には、無数の不安全行動と不安全状態があったというものであります。私も去年お邪魔して拝見してきておりますが、この300件をどう大事にするかが29件あるいは1件につながるわけございまして、そういう意味で、私どもは電力会社と緊張関係をいかに保つか、このことが、結果的にどうあれ、300を一つ一つつぶしていくことがこの原子力安全・保安院の仕事であり、この安全をどう考えるかの学者さん方の仕事でも、あるいは皆さんの仕事でもあると思うんですね。この問題に係る原子力安全・保安院と東京電力の対応を見ると、300の問題に関して緊張関係が構築されているのかどうかははっきりします。そういう問題と考えております。策定会議を通じてこの問題にかかわった原子力委員会は、これをどう考えるのか。もう報告を受けておるわけでございます。報告がこっちの耳からあっちの耳に抜けているとは思いたくありませんが、どうぞ原子力安全委員会に任すのではなく、ぜひ原子力委員会としてもこの問題について、本当に立地町の安全・安心を確保しようというのなら、検証していただきたいと思います。

さて、平成14年5月に、浜岡原子力発電所の事故に対応して原子力安全・保安院が他の事業者に対して出した文書の中で、これはもう私はあちこちで言っているのでおわかりのことと存じますが、亀裂の有無についての点検計画を、運転計画を勘案しつつ策定するように指示したことにつきまして、安全確保より少なくとも運転を優先してるということを申し上げました。(事業者が点検予定を)平成15、16、17年の定期検査とするとき、3年後にやるというのはおかしいということをしり込みしましたが、平成17年(予定)のものについて平成16年に1年繰り上げただけで、これは済まされました。このように、一昨年東京電力による不正問題が明らかになる前から、私どもは原子力安全・保安院に対して問題提起をしてまいりました。

前回の策定会議において岡本委員が、「原子力安全・保安院を始めとする国の組織の大きさにびっくりした。」不正問題以来焼け太りしたのかどうかという声もなきにしもあらずですが、「そこが実際に検査していることにもびっくりした。」というご発言がありました。まさしく、このように巨大な組織で専門の検査官がたくさんいるにもかかわらず、

これまで原子力施設におけるトラブルや事故を未然に防ぐことができないケースが多かったわけでございます。保安院には350人、原子力安全基盤機構には430人、合わせて780人の職員がおります。

一方、当県の原子力安全担当はわずか10名程度で、専門家は1人か2人でございます。しかし、よく調べると、こういういわゆる300の問題点がよくわかるんですね。ですから、これをやろうとする意思があるか、あるいはこれは原子力安全・保安院が経済産業省、（原子力発電を）推進する役所に一緒にあるかどうかというようなことが問題であるということなどを常々指摘しているわけで、人数の多寡ではない。あの問題（東京電力の不正事件）が起きたときも、私は（経済産業省作成の）ピラを原子力委員会の皆さんにもお見せしました。こういうふうに原子力安全・保安院があるよ、原子力安全委員会があるよ、二重のチェックをしていますと言いながら、残念ながら告発等について満足な対応もできなかったということでございます。

私どもは、原子力安全・保安院が規制機関として、安全確保に真に責任を持ってその権限を行使し、国民及び立地地域の信頼が得られ、より客観性を高めた体制を確立するためには、原子力発電を推進する経済産業省から分離する必要があると、重ねて指摘してまいりました。美浜事故や当県原子力発電所の配管減肉問題などを踏まえると、国は今こそ真剣に検討すべきであると思います。この原子力安全・保安院の分離の件につきましては、原子力委員会としても所掌事項であると私は考えております。誰も考えてくれないんですから。

実は、（先日開催された、政府主催全国知事会議の）総理あるいは閣僚との懇談会でも私は申し上げようと思いましたが、三位一体が中心で時間切れになりました。これは、原子力委員会の仕事だと思っております。前の新潟県知事もここで、遺言ではございませんが、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離について指摘されましたけれども、原子力委員会としてどう受けとめ、どう対応してきたのか、原子力委員会としてもぜひ、経済産業省と一体ではなくて独立した機関として、私どもの納得いく説明、それが実質的にできないのであれば、一つ内閣府に対して提言をしていただきたいと思いますという次第です。

さて、大分時間をオーバーして申し訳ございません。最後になりますが、知事に就任以来痛切に感じるのは、原子力政策は民主主義の熟度を測る素材であるということでありませう。原子力政策は、欧州の多くの国では国会の議決、国民投票等で決められております。

しかしながら、我が国の場合、これまでの原子力長期計画は、原子力委員会の決定後、閣議報告のみで決められております。さらには、原子力発電でさえ、国会が制定したエネルギー政策基本法には全く記述がなくて、その後出てきた閣議決定で定められるエネルギー基本計画になって、ようやく原子力が出てくるということでございます。原子力政策を

円滑に展開するには、国民的合意が不可欠であります。我が国においても、専門家による検討に加え、それを踏まえての国民的な議論を政策決定プロセスに組み込むべきであると思います。専門家で決めたことを、国民に押しつける時代ではなくなっております。

欧州では、一般市民が専門家と対話しながら科学技術等について評価するコンセンサス会議が開催されておると聞いております。委員長に提案したいと思いますが、コンセンサス会議とは言いませんが、原子力政策、特に核燃サイクルについて、利害関係のないといいますが、ニュートラルな方10人程度の有識者を募り、あるいは選出でもよろしいのですが、原子力委員会が徹底した情報提供を、これは原子力委員会しか情報提供できないわけですから、例えば直接処分だったら危険だなどという情報だけでなく、全ての情報をそういう有識者、ニュートラルな皆様に差し上げて、そこで検討するような、そういう徹底した情報提供を行いながら政策評価を行うようなプロセスを導入してはどうかと思います。

地方においては、審議会委員の公募制、外部委員による事業評価、公共事業評価等を行っておりますし、また情報公開、透明性、説明責任、国から市民というベクトルを、市民から市町村 都道府県 国へというベクトルに変えようというような動きまで、今起きておるわけでございます。この策定会議の核燃サイクルへの対応いかんにより、我が国の民主主義の熟度が問われていると言っても過言ではありませんので、そういう意味で大いにこの策定会議あるいは原子力委員会に期待いたしまして、ちょっと時間をオーバーしましたが、私の考え方、意見を述べさせていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは質疑に入ります。発言を希望される方は、名札を立てて意思表示をしていただければと思います。時間が限られていますので、人数は制限されるかと思いますが、適切にお考えいただいて手を挙げていただければと思います。札が上がっていますのは児嶋委員でしょうか。

(児嶋委員) 児嶋でございます。

今日のご意見をいただきましたが、私は随分私どもの考えていることと違うことを今申されたと思っております。

1つは、この原子力の核燃料サイクルについての私どもの審議について、これはようやく資料が整った途端に結論に達したと、こういうような表現をされたと思いますが、そしてまた、多数決であるということですが、私どもはこれまで、ご承知のように10数回にわたって資料を集め、小委員会をつくり、そして徹底的に議論してきたつもりであります。もうこれ以上の議論はできないというところで結論に達したと私は思っております。私は、今回初めてこの原子力委員会に参加させていただいたんですが、私はこれ以上の議論とい

うのは難しい、あり得ないと思っております。むしろ、国民に対しては、これはご承知のように今200人以上の傍聴者、メディアの方々がたくさんご参加されて、それを伝えておられるわけですから、国民に対して情報は、もう十分に私は公開されていると思います。

いずれまたこの結果は、パブリックコメントで最終的には国民の意見を聴くということになりますが、その方法、方式は、私は極めて民主的な方法であると思っております。ですから、民主的でないとまではおっしゃいませんでしたけれども、民主的制度、方式の熟度が足りないというご指摘、あるいはそういうご意見と受け取ってもいいかもしれませんが、私どもとしては、この委員会としては最善を尽くしているということをご理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、先ほど藤委員のことについてご発言がありましたけれども、この新計画策定会議は、我が国としては原子力政策を議論する場でありまして、それぞれ原子力政策に関係している者の代表者も参加して当然であると思っております。したがって、藤委員は電気事業者の一員として議論に参加しておられるわけですね。たまたま大変不幸な事故で、美浜発電所3号機で尊い命が失われるという重大な事故が起きましたけれども、この事故に対しても、藤委員は実に一生懸命誠実に、関西電力の社長として、そしてまた、この設備を設置した者としての責任を痛感されて、随分先頭に立って安全の確保に努力しておられるわけですから、私は藤さんがこの委員であるということは、全く問題ないと考えております。

(近藤委員長) 知事、まとめてお答えいただけますか。その方が効率的かと思えますけれども。

(佐藤福島県知事) 今の件については、策定会議を12回、小委員会を6回、そして市民懇談会等もやったそうなのですが、それらについてのお答えがどういう形でされたのか、それはさっき言いましたように、こういう大きな問題ですから。ではなぜフランスは(バックエンド対策の検討に)10数年もかけているのか、ドイツは、これは原子力発電所そのものについてでございますが、20年もかけてやっているのかということをお考えますと、四、五カ月でこういう結論が出るのが早いか遅いかについては、どうぞ皆さんで判断いただきたい。

それから、私は、もう平成元年からずっとウォッチャーとしてよく見ております。事故や不祥事が起きるたびに、同じような発言が大体出てきます。そして、経済産業省からも同じことで、時々経済産業省も一緒になって、MOX燃料データ改ざん事件のように、あっち(イギリス)に行って安全だと言っていたのが、日本に帰ってきて、いや、関西電力は何をしていたなどということをおっしゃりますが、大体同じ発言が出てくるんですね。そういうことが起きないようにするにはどうしたらいいかというのが、この会議

の役割ではないか、安全確保をテーマに今日で3回目ですか、3回目で終わるのか、これからあと10回ぐらいやるのかわかりませんが、今日問題を指摘したように、少なくとも原子力安全・保安院の意見を聞いてどういうふうに検証しているのか、それから関西電力で、本当になぜあんな事故が起きたんだということを本気でみんな考えているのかということですね。そういうことを真剣に考えていただくのが、私どもにとっても安心につながるので、事故の責任者とは言いませんけれども、そういう立場の方が安全確保について、あるいはこれを進めるべきかどうか、あるいは青森まで行って説明しているなどというのは、これはもう茶番劇と言うと語弊があるかもしれませんが、国民から見ると、言いにくいという委員の発言がありましたけれども、私はここで言うべきことを言っていないと、日本の原子力政策はよくなるし、安全確保もできないと思います。一番、私にとって大切なのは、地元で（原子力発電所の）周りで生活している住民です。万が一放射能漏れでもあったら、会津も含め全部農産物も売れなくなるんですから。ですからそういうことを国民の目から見て、あるいは皆さんなら良識があると思いますので、そういう良識で判断してほしい。私は、電気事業連合会の会長を辞めるとか、関西電力の社長を辞めるとか言っているわけではありません。これは関西電力や株主が決めることです。ただ、この会議で安全確保について語る資格は、私はないと思うんですね。それは、それぞれの委員の考え方ですから、これぐらいにします。

（近藤委員長） 時間の関係で、私がしゃべってはいけませんが、藤委員が安全問題について発言されたことについては、我々が事業者としてこの問題に対してどう対応したかということの発言をお願いしたという経緯がありますこと、了とされたいと思います。

それから、個々具体的な安全のケースについて検証するという行動をここが行うのがいいかどうかについては、知事の「お前が最高責任者だ」とおっしゃられた気持ちは非常にありがたく受けとめますが、さはさりながら、せっかく原子力安全委員会という組織がありまして、それが保安院の活動の監査機能を持っているという仕組みがございますのに、私どもがそれをさしおいて、何らかの判断をすることは、かえって日本の安全規制行政の仕組みに対する国民の信頼を失わしめる可能性なしとしないところ、そこは慎重に考えさせていただきたいと思います。

（佐藤福島県知事） 委員長、ご承知のように、原子力基本法で、「原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。）について企画し、審議し、及び決定する」となっておりまして、私は委員長の判断で、安全確保に関して非常に大きな仕事ができると思っております。東京電力の不正問題の内部告発のときもそうでしたが、「足下をすくわれた思いだ」と、原子

力安全委員長がそんなことを言っていたんですよ。そうしたら、地元に住んでいる立地町の人たちはどう思うんだということを言いましたが、私は原子力委員長というのは、もっと大きな権限があると思っていますので、もっと自信を持って、総理に対抗できるのは、あるいは総理に物申せるのは委員長しかいないという認識を持って、これは5月に委員長と面談した時から言っておることです。そういう意味では会の運営その他については、さっきも申し上げましたが敬意を表する部分はありますけれども、一つははっきりと、この人は出るべきでないとか出るべきだとかという判断を委員長はしてください。

私は、これは昨日の新聞に書いておいた1つで、以前に自民党の五役にも言いましたが、日本が原子力と核燃料サイクルを一緒に進めた場合に、核燃料サイクルがだめになったら原子力もだめになってしまいます。どんな論文を読んでもいいことが書いてありますが、最後に「安全確保は当然だが」と付け足しのように書いてある。

しかし、安全確保は本当は最も重視されるべきで、万が一再処理施設がもんじゅのようにトラブルったときに、原子力は全部だめになるんですから。そのときのことも含めて、原子力委員長はもっと力を持って発言し、そして考えを進めていただきたいと私は思うわけでございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

住田委員。

(住田委員) あまり時間がないということで手短に、私の意見ということで、多分質問にならないかと思いますが、申し上げます。

こういうふうな原子力に関する委員会では、常に委員の人選について問題が出て、もう結論ありきのような人選がされているということを言われるたびに、私自身、推進派でも反対派でもない、全く双方にとっての利害関係がない人間が、私の他にも何人もおられることを承知しておりますので、そういうときに何か同じような責任を負わされるような気がしまして、個人的には慚然とした思いをいつも持っております。

と申しますのは、やはり双方、賛成派、反対派と言われる方々が、それぞれに政治的、経済的に利害関係をお持ちであって、そういうような本当にそこら辺の切実な問題点からいろいろおっしゃることに対して、私及び利害関係のない委員の方々は、それぞれ聞かせていただいた上で今回の結論に至ったというふうに承知しております。ですから、今回もどのようなご批判があるかを、私としては関心を持って聞かせていただきましたが、反対派の方々のご批判は、決定過程、プロセスに対する批判、及び原子力の体制を今担っている方々に対する批判、安全意識ですとか、そういうものに対する批判、大きく分けるとそのあたりに集約されると思います。そして、そういう方々に任せられないからもっと時間をかけてという形で、ある意味では結論を先送りするような方向でのご批判というのが非

常に強いと私は個人的に受けとめております。

しかし、やはり決めなくてはいけないときに決めるのが今の世代の私たちの務めであるとしたら、また結論としてきちっと出せるものがあるのであれば出して進めるべきだと思ひまして、今のような議論に加わって、そしてある程度煮詰まった中で、私個人も、また同様のお立場の委員の方々も、結論、意見を表明されたとは私は理解しております。そういう意味で、押しつけをしたとの言われ方には、私としては抵抗感が強いということをご理解いただきたいと思います。

(近藤委員長) どうぞ。

(佐藤福島県知事) そういうご意見もあろうかと思ひます。1人1人の委員の皆さんに対しては、大変失礼なことを申しておると思ひます。

しかし、電気事業連合会あるいは電気事業関係者が、少なくとも9人いるんですね。あるいは、そういう意味で、それではニュートラルに考えられる方、この中の何人かで、一つそういう検討を進めるというようなことも方法としてはあるわけですね。それから、いつまでにやらなければならない、そういう強迫観念はどこから出てくるのかということですね。四、五カ月でやらなければならない問題なのかどうかということについて、住田委員もそう思わせられているのではないのでしょうか。住田委員は、今決めなければならないと思ひているのかどうかですね。4つの基本シナリオを10の視点から分析しているということですが、それでは本当に今、直接処分と決めた場合にどういう手法でどうしていくのかというようなことも含め、あるいは、いや、政策を変更した場合のリスクはどうこうだという話が出てきて、ああ、そうだなと思ひて住田さんは賛成したかもしれませんが、それでは政策を変更しないでいった場合のリスクについて、どの程度説明があったか。先ほど私が言ったように、これは原子力もサイクルも一緒にやった場合の危険性、いわゆる電力供給の問題について、それではどの程度説明があったのか。そういうことも含めて、住田委員が判断できるような情報を徹底して出せるのは原子力委員会でありまして、委員長しかいないわけですからということは5月に申し上げたとおりであります。マインドコントロールされているとは思ひませんが、そういうことを常に考えながら判断していかないと間違ひてしまいますよと私は思ひますね。

(近藤委員長) ありがとうございます。

時間が予定から大分過ぎていますので、終わりにしたいと思ひますけれども、知事の隣に座っておられる木元さん、発言したような顔をしてはいますが、終りでよろしいですか。

(木元委員) 今日の知事のご意見は、しっかり受けとめさせていただきます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、知事におかれましては大変ご多用中にもかかわらず、この会にご出席賜

りまして、示唆に富むご意見をお聞かせいただきましたことはまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

(佐藤福島県知事) どうも、いつものことながら勝手なことを申し上げましたが、どうぞご理解いただくことをお願いいたします。(拍手)

(近藤委員長) ありがとうございました。

では、以上もちましてご意見を聴く会を終了させていただきまして、策定会議に移らせていただきます。

(後藤企画官) それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。

事務局の方から出させていただいた資料は、3点ほどございます。1つは、「安全の確保に関する中間取りまとめ(案)」というものと、それから第13回の議事録、それから御発言メモ、参考資料といたしまして、第13回、第14回においていただいたご意見についてというパワーポイント形式の横紙も配布させていただいております。

あと、14回の議事録を配布させていただいております、これは席上だけでございますが、ご確認の上、事務局の方に返していただければというふうに思っております。

(近藤委員長) それでは、前回お配りしましたこの中間取りまとめは、全くたたき台と申し上げて、議論の素材というつもりでご紹介し、ご議論を賜ったわけでございますが、その席でのご意見、それからその後いただきましたご意見を踏まえて、修正案、改訂版を用意してきたのが今日の資料第1号でございます。様々なご意見をいただいて、昨夜いただいた分は反映していないのですが、その他はそれなりに検討して対応を書き込んだつもりです。御発言メモをご提出いただいた方は、その点のご確認なりをして効率的に議論をしていただければと思います。

それだけお願いして、資料第1号のご紹介を事務局にお願いします。

(後藤企画官) それでは、資料第1号についてご説明させていただきたいと思います。

前回配布させていただいて、ご議論をしていただいた後、当日の席上でもいろいろなご意見をいただきましたし、それからペーパーで何人の先生方からもご意見をいただいてございます。それを踏まえて修正してございますので、ご確認いただければと思います。

まず、1.のところで「新計画において示すべき安全の確保について」ということで、まずいただいたご意見の中に、この会議のミッション、今、佐藤知事からもございましたように、原子力委員会でどこまで安全の確保について議論するのかももう少し明確にしてほしいということをおいただきました。実は一番最後のページ、18ページに安全確保の体制というのはこんなイメージになっているのではないだろうかということで、各それぞれの

機関の持っているファンクションをまとめてございます。その中で、原子力委員会というものを、この安全確保体制の一番左側のところに書いてございますが、今、知事からお話がありましたように、安全確保のための規制の実施に関する事項を除いて、「原子力利用にあたっての安全問題に対する取り組みの基本的考え方を示す」ということを書いてございます。それで、吹き出しの方で、「原子力研究開発利用政策の決定」を行っているということが私どものファンクションであります。ですから、その範囲のことを今議論していただこうと思っております。

一方、安全の中には当然、規制サイドというものがございまして、規制を実際に実施している部局があるということで、四角の中の一番上には原子力安全委員会という形で書いてございます。その下に、実際にやっております文部科学省の原子力安全課、経済産業省の原子力安全・保安院という形で、それぞれ監査の責任、規制の実施の責任を担っているということになります。実際に事業をやられているのは、事業者という形で書いてございまして、吹き出しで一義的な責任があるという形で、要は、責任関係はこういうふうになっているのではないだろうかという形で考えてございます。

これを前提にしまして、また1ページの方に戻っていただきたいと思いますが、今のことを文章にしましたのが、1ページ目の1.の上段の段落の最後のところでございまして、「したがって、」というところですが、「新計画において、原子力安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く、原子力の研究、開発及び利用の全ての分野における安全の確保の重要性を指摘し、これを確保するために国と原子力事業者が今後とるべき措置に関する基本的考え方を示す」ということが今回のミッションというふうに考えてございます。

なお書きのところでございます。ここはつけ加えましたが、原子力に関する安全という意味では、安全対策というセイフティの部分、それから人的リスクに対する防護というセキュリティの部分がございます。安全対策には大きく分ければ事故対策と防災、それから防護対策という意味では核物質防護と有事対応というものがあるというふうに整理させていただきます。

2.が、「安全の確保に係る取り組みの現状」という形で、要は各機関から聞いた意見をまとめてございます。原子力安全委員会のところは、前回と同様でございます。規制官庁におきましては、ページをめくっていただきまして2ページ目でございますが、第2段落のところ、「平成14年12月、」というところからの部分をつけ加えてございます。

「原子炉等規制法を改正し、設置許可後の後続規制活動の原子力安全委員会への報告」を義務づけられたという内容、それからそれぞれ原子力安全・保安院、文部科学省の原子力安全課においての省令改正、それから最後、原子炉施設の定期安全レビューの法令化ということを書き加えてございます。

それから、段落を飛びまして最後の段落、「両省においては、」というところでございますが、これはセキュリティの話、「近年のテロに対する不安が国内に限らず国際的にも高まっている」という文章、この1段落丸ごとつけ加えております。最後に、セキュリティ対策を積極的に進めていくという方針になっていることを書いてございます。

(3)の事業者のところは、前回お話をお伺いしましたので、その内容を入れてございます。今ございましたように、関西電力美浜発電所の話をお伺いしましたので、その内容を書いてございます。それから次の段落では、日本原燃児嶋社長からお伺いしましたプール水漏洩に対する対応等を書かせていただいております。ページが変わりまして3ページ目、一番上の段落で、東京電力の自主点検記録の不正記載問題という形で、勝俣委員からお伺いしたお話を書かせていただいております。これが事業者からのご報告ということで、この3者のお話を書かせていただいております。

それから、3.に「新計画における安全の確保に係る基本的考え方」ということで、前回は3.、4.と分けてございましたが、これを1つにまとめております。3.1で「はじめに」ということで基本方針を書いてございます。次のページでございますけれども、3.2で「事業者の責任と課題」、それから3.3で「国の責任と課題」というような書きぶりになってございます。

まず、ちょっと戻っていただきまして3ページでございますけれども、「はじめに」のところを書いてございますのは、2番目のパラグラフ、「原子炉等規制法に基づく許認可を受けた事業者は、安全確保の第一義的な責任を負っている」と、これは前回も書いてございますが、その先に、「リスクを評価・分析し、これを十分小さく抑制するリスク管理活動を的確に計画・実行する必要がある」ということを書いてございます。その段落の最後のところに、「リスクコミュニケーション活動などを的確に活用していく」必要があるという内容を書いてございます。

その先の、「これに対して国は」というのが、前回の内容とおおむね同じ内容を書かせていただいております。ページをめくっていただきまして、4ページ目の最初のパラグラフ、「JCO事故のことを書かせていただいております。それにおいて、当時の国、事業者の取り組みが不十分であったということで、原子炉等規制法の改正、原子力災害対策特別措置法の制定等を行ったということで、「安全文化」の考え方を組織的に定着させるということに最善の努力を払うよう求めたということ。それから、「また」以降でございます。今度は、99年以降の最近の活動でございますが、若干言葉が不足しておりますのでつけ加えますと、レベル2以上の異常事象は生じていないと書いてございますが、同じ99年の中にJCO事故は入りますので、これは実は原子力発電所に関してということになります。原子力発電所において、レベル2以上の異常事象は生じていないということで

ございます。ただ、その後、「しかしながら、」という形で、先ほど3者のお話がありましたが、そのようなことに起因する事象、事故がございましたので、結局、国民、地方公共団体の信頼感を喪失したということ。その結果として、プラント等が長期にわたり停止せざるを得なくなり、稼働率が低下したというような状況。その結果として、夏場の電力需要のピーク時における供給不足を防止するために、化石燃料を使用する電源を多数稼働させたため、温室効果ガスである二酸化炭素排出量の増加をもたらしたということを書き込んでございます。

その次の段落も、新たに書き込んだところでございます。そのようなことから、事業者の安全確保活動や国によるその規制活動に対する国民の信頼が得られないと、事業者が計画的に原子力施設を利用することができない。その結果として、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策という意味の公益性も損なわれるということが認識されたと。国としては、社会の経済環境を踏まえた原子力安全確保の観点から、安全規制の見直しを行い、その結果2.(2)のような改正を行ったというようなことを書いてございます。

具体的に、事業者の責任と課題ということが4ページ目の一番最後のところでございますが、その中で、外部の有識者の意見を踏まえて品質保証活動の充実をしていくべきであるということをつけ加えさせていただいております。その先、「さらに、」からの段落もつけ加えておりまして、この辺もリスクの分析結果を活用する。ヒューマンエラーの発生率情報とか故障率とか、そういうものの情報をちゃんと得るということでエラーの知見の収集、分析、これらのデータベースの充実、リスク情報の活用を図っていくことが望ましいということを書いております。それで、なお書きのところで、相互理解を図るリスクコミュニケーション活動が重要であり、「原子力発電所等で働く人々及び公衆の安全確保に係る活動が適正に行われているという信頼感を通じて「安心」が地域社会に醸成される可能性」があるということを書いております。この中身につきましては、実は後ろの方でございますが、17ページの資料、参考8というところで、リスク管理活動の体制ということを表にしております。これは、事象に対する定期的なモニタリング/審査というのが一番右側に書いてございますが、それを通じてリスク解析、それからリスクをアセスメントするということのフィードバックをかけ、その結果を利害関係者の情報提供や協議につなげるというリスクコミュニケーションをするということで、これ全体がリスク管理活動の体系になっているということを示させていただいております。

また前に戻りまして、5ページ目でございますが、先ほどの3.2の一番最後のパラグラフで、「事業者に対する公的信頼の喪失は、その回復にむけて長期間にわたってその品質保証活動に対する国の厳しい監査が課せられ、」ということをつけ加えておりまして、最後にOSARTやピアレビューの話を書いております。

3.3のところでございますが、つけ加えましたのは、ページをめくっていただきまして6ページ目でございます。6ページ目の一番上のパラグラフの真ん中辺から4ないし5行目あたりに、「また、事業者の定期事業者検査の実施体制について審査する定期安全管理審査は、」というところのインセンティブ規制の話、それから次のパラグラフ、リスク管理活動について利用できる情報を活用していくのは有益だという話、それからあと2つの段落で、ある意味で国民の負託によって行われておりますので、検査の内容、結果を地域社会、国民に適切に説明しなければならないという部分、それから最後、「他方、」というところで、その先、地方公共団体は、「国の規制活動が事業者の安全確保活動を必要十分な水準に維持させるものと判断する必要がある」という点でございます。この判断に至らない場合には地方公共団体が自ら行うということで、国と異なる判断をする可能性があります。こういう状況を防止するために、国の地方公共団体への情報提供というような話を書き込んでございます。

その先、なお書きでは、2つの省庁にわたっている安全規制体制の問題について回答を書いているのととも、ページが変わりまして7ページの上段からは、安全委員会とこの二の規制活動組織の関係について書き込んでございます。

一番最後のところで、ただし書きで、「今後とも関係者と継続的に意見交換を行い、検証を行うことが重要」だということを書いております。

3.4は、前回、個別に幾つか書いていたものを1つにまとめたものでございまして、一番最初のパラグラフが防災訓練の話、2番目のパラグラフが核テロの話、それから3番目が最新の科学的合理性、技術的知見を反映させるという話がございます。このパラグラフの一番最後の行は、つけ加えてございます。

最後、7ページ目の一番下は、高経年化の話がございます。ページをめくりまして8ページ目は、前回出ましたわかりやすい規制体制の観点からという形の重複規制の話等がございます。

4.で、「今後の課題」でございますけれども、今の中で抜けているのは、前回もご指摘がありましたように、安全規制に偏っていて、安心の問題が少し抜けているのではないかというご指摘もございましたので、2行目に「国及び事業者と国民の双方向コミュニケーションに係る「安心」の議論」は今後の検討課題だという形で、別途、場をとりますということを書かせていただいております。

説明は以上でございます。

あと、参考資料ですが、参考資料1という形で、「新計画策定会議（第13回、第14回）においていただいたご質問について」という資料ですが、実は13回の積み残しのものと14回でいただいた話を書いております。

中身は、目を通していただければと思いますが、ウラン試験の話と、それからダブルチェックの話、今、佐藤知事からもありましたような話についてのご質問がありましたものをまとめてございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

前回の案に対して、発言集に綴じてあるようなご意見をいただいたわけですが、その取り扱いについて若干補足させていただきます。

1つは、この紙のつくり方、構成をどうするかということでして、本来、1番のような原理原則というか、いわば前提条件的なものは、計画の中身と違う外側だというような感じがいたします。それから2の現状も、ご紹介いただいたものをそのまま書き込んでいるということで、この辺については3.の中で、国と事業者の責任を書いているところにつなげて現状として書き込んでしまって、全体としては3.の基本的考え方の部分だけが、いわばこのまとめというものになるのかなという、そういうご提言を吉岡委員からいただいたのですが、私も最終的にはそういう形にすべきと思います。けれども、それを今やっってしまうと、ドラスチックな変更でびっくりされて話がつながらないと困るなと思いついて、この紙はいわば中間まとめですので、これをもってファイナルとするものではありませんので、今回は、前回のスタイルでまとめさせていただいたということがございます。

それから2つ目は、安全確保に関係するという理解でございましょうか、規制の仕組みを変えてもっと利用率が向上するような手だてを考えるべしというような類の提言をいただきました。これはしかし、原子力発電の性能向上といいましょうか、今後の原子力のあり方とか、そういうことを議論する時間を持つことを考えておりますので、その部分で扱って、安全の中では扱わないという仕切りにさせていただけたらということで、それは外してございます。

それから、個々具体的な安全問題のご提言、先ほど知事は特定事象の取り扱いの妥当性を検証せよというようなことをおっしゃいましたけれども、そういう具体的なものについては、すでに耐震設計指針の見直しが行われたことが様々に新聞報道なされることについて、何らかの情報提供あるべきというご発言に対して、この会議で検討することではないと原子力委員会としての権能に属さないものについて発言し、仕切るが如きことを行うのは、先ほど知事にもお答え申し上げましたけれども、かえって原子力規制に対する信頼性を損ねるおそれなしとしないとしたところ、他の個別的課題については手を触れないという仕切り、さばきをさせていただいたと。

ただ、医療被曝の問題については安全規制から外れる面もあり、非常に重要なテーマというふうに思って、ちょっと調べてみました。しかし、これも放射線利用のことについて議論する時間を設けたいと思いますので、それまでに関係者にご意見を聴く等をして、

資料をそろえて議論し、その上で、ここに入れるべきとすれば最後にそういう調整をするということかなということで、とりあえずペンディングとさせていただきました。

それから、同じような意味で、関連する人材の確保とか教育の問題についてもご指摘いただき、これは非常に重要と思っておりますけれども、先ほどの4. 今後の課題というところに書かせていただきましたように、こういうことについても今後、時間を別に設けて議論するというのでここには入れない、そういう整理をさせていただいたということがございます。

それから、多分、一番大きな問題提起は、先ほど佐藤知事からもお話があった規制組織の分離です。これについては、前々回に幾つかのご提言や検討方法についてのご発言をいただき、前回に事務局として論点を整理して、現状の評価をドラフトしてみたのですが、6ページの下からのパラグラフでまとめを書いてみました。と申しますのは、ご承知かと思えますけれども、前年、エネルギー基本計画を策定する段階におきまして、この問題が全国知事会から提起され、また一部委員からもそういうご発言があって議論があったところですが、基本計画にはここで言いますところの一番最後のただし書きにあるようなワーディングで意見集約が行われました。これについては資料がたしか後ろに入っていると思えますけれども、13ページの「さらに、この改革が全体として有効に機能しているかについては、今後とも立地地域の関係者に十分説明するとともに、継続的に意見交換を行い、聖域なく十二分に検証を行うことが必要である」、こういうふうに整理されて閣議了解がなされているのです。これが昨年度の国のこれにかかわるアクションであるとすれば、今回もまた問題提起をいただいたので、評価など少しく踏み込んだ書き方はしてみたものの、結論としてはこういう整理になるのかなということで、ただし書きの文章と同じものを書いた次第です。このただし書き、やや唐突と思われるかもしれませんが、エネルギー基本計画との整合性で書いたものであることをちょっとご紹介申し上げます。

それからもう一つ、全く無視してしまったのは、規制の費用についての問題提起です。これについては、神田委員から前回ご発言がありましたように、確かに米国NRCは、ある部分についてはライセンサーの払う費用で運営がなされている、このことは皆様ご承知と思えますけれども、それを我国でもというのは新しい問題提起ですが、他方で平成5年以降の規制改革の議論の中で料金問題というのも議論され、一応は整理整頓がなされて今日に至っているという認識で、今日、にわかに取り上げることではないのかなということで、いささかもメンションしていません。そういうことが話題になったということを書くべきかどうかちょっと悩んでいますので、それについてご意見があれば、後刻ご発言いただければと思います。

以上が、この紙を作成した若干の経緯のご紹介でございます。

それでは、どうぞご意見をちょうだいできればと思います。

橋本委員。

(橋本委員) どうもありがとうございます。

これを拝見しております、全体的なことなんですけれども、1つはこの4ページの3.2以降のところなんですけれども、安全について述べているにもかかわらず、安定供給の確保が前に出過ぎているという感じがいたします。例えば、4ページの一番最後、「品質保証活動を充実していくべきである」とここでとじてしまっている。それから次のページ、7から8行目、「原子力災害以外の労働災害が発生した場合でも、それを当該事業所における原子力安全を確保する活動の欠陥の結果と理解して」とありますけれども、これはまるで誤解のような感じに書いてありますけれども、そういったものが原子力災害につながるケースが大変多いわけですので、これは読んでいるといかにも安全を守っているという感じに聞こえ過ぎる。

それから、下の方へ行きます、「これまでの経験により」というのが下から14行目ぐらいのところにありますけれども、これについても、「その回復に向けて長期間にわたってその品質保証活動に関する国の厳しい監査が課せられ、施設の運転管理コストが著しく増大する危険を十分に踏まえ……安全文化の」という記述になっていますけれども、ここでは大変な人的・物的被害に結びつくから安全文化をちゃんとやっていかなくてはいけないわけですし、こういうところの随所に何となく安定供給を確保するにはどうすればいいかというような頭が染みついているように感じられます。

それから、安全文化というのもそのちょっと上を書いてありますけれども、こういう規定でいいのかどうか、「参画する人々が安全確保の目標とそれ以外の目標の間に相克を感じることなく」ということでいいのかどうかということもちょっと疑問に感じます。

それから、5ページの3.3以下ですけれども、ここでも、どうも国が判断していることについては、まず正しいという前提で効率性がかなり優先されるような表現になっているのではないかなという感じがいたします。例えば、ページの下のパラグラフ1つとっても、強い規制は必要だけれども、やはり効果的で効率的なものであるべきであるとして書いてありますけれども、ここでは効率性は大事だとしても、やはり効率性に優先するものが安全性だと思えますので、そういった観点から少し表現の仕方というものを直していく必要があるのではないかと思います。

それから、6ページで下から2番目のパラグラフ、「他方、地方公共団体は」と書いてありますけれども、ここでも国の判断がいかに正しいような感じで、「この判断に至らない場合には」ということで、「それによって時間を要したり」と書いてありますけれども、時間がかかるかどうかよりも、やはり事故が起きない体制というものをしっかりつくっていく

ということが大切なわけですので、この3.2、3.3、3.4のページにかけて大変大事な部分だと思うんですけれども、安定供給とか、あるいは効率性とか国の立場とかいったものが、安全よりも先に来ているような感じがいたしますので、これは新計画における安全の確保に係る基本的考え方なものですから、そういうタイトルのもとでは、ちょっと書き方がおかしいかなという感じがいたします。

それから、一番最初に「新計画において示すべき安全の確保について」と1ページにありますけれども、やはり前に申し上げましたが、この原子力の長期計画というのは一般の人は安全も全部含んでいるものとして見るんですよ、だれが見てもですね。確かに規制の実施に関する事項は原子力安全委員会ですけれども、原子力安全委員会の項に書いてあるように、いろいろ報告を出しているのであれば、こういったことも踏まえて長期計画の中に一緒に取り込める格好ができていれば一番いいのではないかなと思っております。これについて、今回、間に合うのかわかりませんが、やる気になればできるのではないかなという感じがしておりますので、その点についてもよろしくお願いします。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

文章表現の稚拙なところは直させていただきます。常に安全を最優先し、あるいは前提条件にすることをうたいつつ、うたいつつと同じレベルに置かれてしまうのかもしれないけれども、うたった後に最適化を図れということを行っているつもりでございますが、しかし、知事に誤解されてしまうようではどうしようもないわけありますので、検討させていただきます。

ありがとうございます。

殿塚委員。

(殿塚委員) ありがとうございます。

先回の各委員さんのご意見等が折よく入って、大変立派な安全確保に関するまとめになっていると思います。また、幾つか点で私も意見を述べたいと思うんですけれども、ただ、この安全確保の問題で忘れてはならないことは、こういった立派な文章ができれば、現場においては安全が確保されるのかということとイコールではないということを十分認識しなければいけないと思っております。やはり安全確保の原点というのは、現場にあるという認識を規制側も被規制側もよくよく認識を共有することが不可欠ではと考えております。

そういう観点から、この安全規制の見直しというものは、折に触れてやるということは大変必要なことでありますけれども、えてしてこういった見直しがなされますと、現場では対応が大変で、例えば検査に対応する本来の仕事ができにくくなっている期間がかなりとられるとか、あるいは必要な書類を整えるのに大変な時間がとられるとか、言うなれば安全の原

点というのが紙と鉛筆と判子によって確保されたかのごとく錯覚される傾向にあるのではという点を憂いるわけであります。やはり現実に装置を目の当たりにし、いわゆるブツに直面して、そこで五感を働かせて異常の有無を確認するというところに原点があるのではないかと思いますので、そういう意味で形式が先行することのないような体制というものを組む必要があるのではないかと。現場の状況を十分把握した上でよくすることが大切だと考えております。

それから、2番目は安全確保について、本来、事業者の自主規制ということが第一だとするならば、やはり事業者の努力をどういうふうにして見てやるかということも中に入れてやる必要がある。自主保安活動の向上努力を奨励する仕組みの実現を強くお願いしたいと思っております。

以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

現場論はどこかに書きます。それから、インセンティブ規制ということで、後段については今評価を書いていますので、これでよろしいか、あるいは不十分か、大体このことかなというふうに思って聞きましたけれどもよろしゅうございますか。

(殿塚委員) ええ、それをぜひ。

(近藤委員長) ありがとうございます。

内山委員。

(内山委員) 前回、欠席したため、今回、意見を2つほど述べさせていただきます。

最初は、4ページの原子力発電の稼働率低下の後に記述されている文章です。稼働率の低下が供給力不足を生じ、それによってエネルギーセキュリティや温暖化に影響を与えるという記述は、安全性問題から離れた派生的な文章に思えます。原子力のエネルギーセキュリティや温暖化の効果をあえてここで書く必要はないように思いますので、この段落は削除してよいかと思っております。

次の点は、書かれている内容が安全規制に偏っており、タイトル「安全の確保に関する中間とりまとめ」から見ると不十分な印象をもちます。安全の確保という視点からまとめるのであれば、殿塚委員も指摘した現場での安全対策、それに既存炉の高経年化対策、原子力産業のあり方、安全と安心を確保するための技術開発と人材育成といった広い範囲から安全を考えていく内容も必要になるのではないのでしょうか。特に原子力委員会としての方針を明記すべきだと思います。

(近藤委員長) 第1の派生的とおっしゃったことについてですが、確かにそれは安全問題ではないと言えばそれまでなんですけれども、しかし、現実の問題として原子力を取り巻く

社会環境の中でこういうことが起こり、こういう現実があったということを踏まえて、原子力の持つ特性としてこういうことがあるのだという認識のもとに、安全確保活動をきちんとしていただきたいという、公益をそれに期待するところ、答えられなくなってしまうおそれありとすれば、そういう観点からも安全確保活動あるいは国民から信頼される安全活動をきちんとやっていただきたいというのは、まさしく原子力委員会の仕事だという認識です。ですから、これは書かせていただきたいと思います。エネルギー基本計画にもそのような趣旨のことを書かせていただいたところでございます。

それから、おっしゃるように、タイトルは私どもは安全規制にかかわる事項を除くという立場ですから、書いてはいかんとおっしゃるところなんですが、今、知事からおっしゃられましたようなこともあり、私としてはいわゆる外部設計という言葉を使いますが、規制活動の内部については踏み込まずして、その外的要件となるような基本的考え方までは書いていい。線上のところ、境界上のところをたどっているなというふうに分かると意識はしつつ、その辺を境目にして外側のことを書いているというつもりでございます。知事から先ほどご提言をいただいたところですが、2つの組織をつくったという設置の趣旨があるわけですから、それが境を越えて入れ子になった文書がよいのかファクトを書くだけなら問題がないけれども、それは結構なこととか言うともうやりすぎという思いがあります。しかし、知事がまさしくおっしゃられますように、国民の目から見てもわかりやすいものであるべしということもございまして、そこを重々考えて、全体としてはまとめていきたいというふうに思っていますけれども、そういう悩みを共有していただいて、具体的にご提言をいただくと。

それから、最後におっしゃられた研究開発云々については、これは先ほど申し上げましたように、今後、軽水炉あるいは原子力発電の性能向上という観点の中できちっと取り上げることにしたいと思っております。しかし、唯一高経年化についてはご関心のあるところ、ここでもその活動について若干の言及がなされているところという、そういう整理でございます。

千野委員。

(千野委員) 私は、前回と前々回に欠席しているものですから、この中間取りまとめ(案)を読ませていただいて、若干真意のわからないところがあるので、二、三点質問させていただきます。

まず、10ページの3つ目のボツところで「いかに立地地域の住民が分かる言葉で情報公開するかが重要」。その次に「情報公開と同時に信頼回復と立地地域との共生は長期的視点で見ると重要」となっていますが、やや言葉の使い方にもなるんですが「長期的視点で見ると重要」という書き方でよしいんでしょうか。長期的視点で見ることが重要ということなのか、あるいは長期的視点から重要ということなのか、その辺がちょっと読んでいて引っかかったところです。というのは、長期的視点で見ると重要というのは、短期的視点で見ると

どうかという裏読みをしてしまいまして、いずれにしても、共生ということとはどのような視点から見ようと重要であることには変わりないと思うわけで「長期的視点で見ると重要」というこの「と」が引っかかるということです。

(近藤委員長) わかりました。途中で申しわけないんですが、この部分は各委員の発言を要約したところで、多分要約ミスだと思いますのでチェックさせていただきます。

(千野委員) はい、わかりました。

それからもう一つ、これも議事録を拝見してこういうことではないかなと思ったんですが、突然「労働者も含めた地域住民に対する広聴・広報活動」とありまして、この労働者というのは原子力産業に携わる労働者ということだと思んですが、ここはちょっと全体の文脈の中でいきなりここに形容詞抜きの労働者が出てくるというのが、若干違和感があるかなと。おそらく真意は、安全が脅かされた場合に最も被害というか犠牲になる方たちであるということであるいろいろな意識向上ということだろうと思うんですけども。

それともう一つ、疑問点は、私は出席していればお尋ねしたのですが、7ページのところの最終段のところ、これまで高経年炉について言われていることとあります。技術的見地からこれによろしいということとそうなっているんだと思いますが、10年ごとの定期安全レビューとありますが、この10年ということと本当にいいのかという素朴な疑問があります。30年ということと例えば、単純計算して10年はその3分の1に当たるわけですね。かつ、やはり長期計画を5年ごとに見直しをしているという状況から考えれば、今日の10年というのは非常に早い速さで進んでいる。もちろん、日々の点検はやっているわけですけども、この10年ということに関しては、若干リザーブしたい気持ちがあるということをお願いしたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

この10年をどうやって導いたかということ、ちょっと記憶が定かではないんですが、定期安全レビューという概念は国際的な概念で、多くの国では10年が基本です。5年というのは、フランスが定期検査を小検査、大検査に分類して5年ごとに大検査をやるとしているのですが、定期安全レビューで5年というのは私は見たことはありません。多分理由があると思いますので調べてみます。リザーブされては困りますので。

佐々木委員。

(佐々木委員) 前回欠席しましたが、幾つか三、四点にわたるところ、それから質問にわたるところを申し上げたいと思います。

まず、1ページのところにちょっとわかりにくい言葉が出てくるんですが、1ページの中段のちょっと上、「なお」というところから始まる段落のところ、例えばセイフティ、セキュリティということとリスクを分けているんですが、この言葉ですね、「公衆リスク」、

それから「工学的リスク」、「人為的リスク」、こういう言葉を使われているんですが、私は今まであまりこういう言葉を耳にしたことがないんですが、これはポピュラーな言葉なのかどうかですね。事務局案でこうなっていますが、どこから持ってきたんだろうかということが1つ。

それから、第2点は、現行の規制制度のあり方、これをどう見るか。これは前々回、私は若干申し上げましたが、つまり「規制の有効性」とか「効果」ということに関連して、現行のダブルチェックというか、2つの階層でやっているということはどう評価するかということです。この事務局案を読ませてもらう限りは、例えば4ページあたりを見ると、中段ちょっと下の「これらのことから」と始まる文脈ですね、この辺の最後のあたり、現状あるいは現行の制度を非常に肯定するような書き方あるいはそういうニュアンスが読み取れる。同じように、もっとはっきりしているのは、6ページあたりで現行の規制制度に対して幾つかの提案というか、こういうふうにしたらどうかという意見や提案が前々回にございました。そういうような幾つかの提案があったけれども、これに対し、この事務局案では、「しかし」ということで、それを打ち消すというか、そういうようなニュアンスで、最後に、「必要性は見出されない」というふうに結論されている。一番新しい事務局案では、その後に「ただし」ということがあって云々と来るんですが、私の理解では、むしろこの辺は逆ではないかなと。幾つかの提案があって、私はこの幾つかの現行の今の制度を、もう1回もうちょっといろいろな視点から評価・検討すべきであるということは非常に重要だと思うんです。

もっと積極的に言わせてもらえば、この会議は新しい計画をつくるということに専念していますが、これは従来も大体5年ごとぐらいのインターバルでやっている。したがって、この間の「新計画」の策定に関わらない時期を活用して、現行のこういうダブルチェック体制といわれているような制度が望ましいのかどうか、この「規制の有効性」を分析すればいい。そのときに、「規制の有効性」というのはどういうことかということも検討すべきであると思うんです。

アメリカの公益事業の研究を見ると、電気を始めとして鉄道の分野、航空の分野、天然ガスとか、いろいろな分野別に大体1960年代以降、相当数の規制の有効性の研究という仕事があるんです。それに基づいて、アメリカはいわゆる「規制のディレギュレーション」をやってきたわけです。

そういう点から見た場合に、今回の事務局案では、この点に関して、あまりにも簡単に「見出されない」とか、「現行制度は理にかなっている」と結論づけているがこのような書き方はちょっとおかしいのではないかと。むしろそうしないで、「こういう事業規制の有効性評価は非常に重要だ」と、むしろ「これは宿題に残したい」というような書き方をなさった方がいいのではないかと。それが2番目。

3番目は、6ページの中段ちょっと下に「他方」というのがあって、「地方公共団体」というのが「国の役割」、「国の責任と課題」というタイトルのここで唐突に出てくる。この中身を拝見すると、何を言おうとしているのか非常に理解が難しい。つまり地方公共団体は立地の地元として、一般住民の安全確保の責任を有する、これはそのとおりですよ。しかし、国は国でいろいろやっており、これは「国の課題なり役割」であると。ところが「判断に至らない場合には、地方公共団体は自ら専門的な検討を行うこととなるが、それによって時間も要したり、国の科学的合理的な判断とは異なる」こともあるだろうということを書いている。そして「この状況の出現を未然に防止する観点から」というこの辺の書き方の意味、どういうことを言おうとしているのか、つまりこの文章から読み方によっては2つのことが考えられるんです。

1つは、地方公共団体が「自ら専門的な検討を行うこととなるが」となっているけれども、行うこと自体を国は嫌がるのか、あるいはそれは仕方ないんだ、それはやむを得ないんだ、だけどそのことによって国と違う判断が出ることもあるかもしれない。それは嫌だとか、つまりそういう状況を未然に防止する。だけど、国は果たしてそういうことを地方公共団体に対して言うべきなのか、あるいは言うことがあっていいんだろうかということと思うんです。むしろ、この本来の意味はもっと書き足らなくて、国は国でいろいろ安全規制をやっていきますと。地方は地方でまたいろいろ自分で自らいろいろ調査とか研究とかやるかもしれない。その判断がもし異なった場合に、それを「未然に防ぐ」云々ではなくて、実際そういうことがあり得るわけですから、そのときに、例えば国の方の安全にかかわる考え方が地方のそれに優先するのだとか、それは1つの「ルール」ですよ。あるいは、こういう場合は司法に訴えて解決するんだとか、その辺のルールの取り決めをきちり書かないと、「国の役割とか課題」を書いているところで「地方公共団体」というのが主語になっていますから、ちょっと変だなというふうに思うんです。「国と地方との関係」をもっとはっきりと書いた方がいい。

それから最後に、この事務局案全体のトーンですが、これをどういうふうに感じるかは人によって違うと思うんですが、私のとり方は、これはやはり我々のこの会議が一個一個のいろいろなもの、「安全」なら「安全」、「サイクル」なら「サイクル」というように、いわゆる「ピースミール」のというか、そういうアプローチで、つまり「断片的、個別的」に一つ一つのテーマをつかまえて行っている。特に「安全」の問題を取り上げると、必ずここにもいろいろ要望が出てきます、「安全の確保」あるいは「高度化」とか「強化」とか、そっちの方に走りやすいと思うんです。全体にそういうトーンが私には考えられる。

だけど、やはり先ほどの「規制の有効性」とか「効果」と関連させて言えば、「ピースミールなアプローチ」ということをやっていくときに、やはり絶えず「全体のこと」を見なが

らバランスしなければいけない。つまり、特に今の国のそういう政策に沿って民間の電気事業者が実際の運用はやっているわけですね。そうすると、安全の問題というのがありました。5ページの下から2、3行目、安全規制、こういう規制というのは事業者の事業の進め方を制限するんですよ。つまり、民間の事業者の経営の自由度とか、そういうことをいろいろ縛ったりするわけです。ですから、絶えずこの問題というのは、一方でそういう事業者の経営の自由度とか、あるいは効率的でもいいかもしれませんが、そういう問題と絶えずバランスにしなければいけないんですね。そういう安全の問題ということは今この「まとめ」では一応やるんだけど、この問題は、他方ではこういう問題との調和というか、バランスをどこかでとらなければいけない。そうでないと、もしかするとオーバーレグレーション（過剰規制）ということが起こるかもしれないんです。だから、そういう課題はこれも全部「規制の有効性」とか「効果」の問題と絡む問題ですが、そういうようなこともやはりあるのではないかと。どうしてかと言ったら、この中にも言葉が出てきますが、「行政資源」を書いていましたよね、人とか物とかお金とかいろいろ、時間とかノウハウ、そういうものを使いながら規制をやっているわけですけども、そこにもしかしたら「過大な」そういうものが投入されるということは国民にとってよくないことですから、そういうようなことを感じました。

（近藤委員長） ここまで書き込んだのは多分初めてだと思うんですけども、ありがとうございました。

ちょっと時間が迫って来ましたので、私が答えるのは避けて、次に住田委員にお願いしましょうか。

（住田委員） 恐れ入ります。

今回のこの安全確保について切り分けて中間取りまとめをされたということ、原子力に対してはこの安全の問題が常に大きな注目を浴びるところから、国民への説明責任を果たすものとして、私としては評価したいと思います。ただ、国民が見るというレベルで言うと、公衆リスクですとか、それからカタカナでトップマネジメントとか、ピアレビューと書いてあるところがたくさんございますので、できれば日本語で注釈をつけていただいた方がわかりやすいかと思います。

実は、非常に淡々とトーンとして落ち着いたものであるという感じをまず率直に感じました。この安全を切り出して書くというときには、これまでの事故とか不正について、それなりの評価を書くべきでないかと。例えば、具体的に2ページ目の(3)に事業者のところがございまして、近年発生している事故や不正問題を受けてとありますが、単に受けた話ではなくして、やはり深刻な反省の上に立ってとか、そういうような言葉を入れていただきたい。その後、重大さを踏まえとありますが、何が重大と感じているのか、重大というのは単に大

きいことだけなので、そこら辺についてどう考えているかという立場を入れていただきたい。

例えば、7ページの3、4、国と事業者に通の課題ですが、ここについても2行目で「臨界事故の教訓を踏まえて」とありますが、これも事実があったのを受けているだけのように見えてならないわけです。教訓を踏まえ問題点を抽出をした上、二度と起こしてはならないという決意のもととか、そういうふうなものを入れていただかないと、国民にとっては何か安全に対して上滑りの事実だけを書き連ねているような気がしてならないという気がいたします。

それからもう一つ、先ほどの二重の規制に対してのダブルチェックの7ページの最後のところで、締めとしては、今後とも継続的に意見交換を行って、問題点としては、信頼されているものとして有効に機能しているかどうかについてだけ挙げているんですけども、やはり平成13年にできて、そして今3年たってこういう問題点についてはこれだけで済むのだろうかということについては、私は個人にもう少し何か書いていただいた方がいいのではないかなという気がいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

渡辺委員。

(渡辺委員) ありがとうございます。

本日提案されています安全の確保に関する中間取りまとめ案についてですが、当初から指摘されていきましたように、一方で原子力安全委員会がある中で、原子力委員会が原子力の安全確保について何をするのかということが問われていると思います。前回、近藤委員長は、社会的な仕組みとして何か提起しないと意味がないとおっしゃっていましたが、まさにこの報告書をもって原子力委員会が具体的に何をしようとしているのか、そこが明確でないことが、最も大きな問題であると感じております。

この内容では、安全にかかわる事項は原子力安全委員会、原子力安全・保安院、文部科学省、そして事業者の4者で成立していて、原子力委員会には役割がないことになり、論議をしたけれども、単に現状を追認する文章をまとめたに過ぎないという評価になりかねないのではないかと思います。

本日、発言メモとして資料第3号15ページから食品安全委員会とリスクコミュニケーションに関する資料を掲載させていただきました。16ページに食品安全委員会のホームページにある新たな食品安全行政の図がありますが、BSE問題を契機に日本の食品安全行政はリスク評価機関である食品安全委員会と、リスク管理機関である厚生労働省、農林水産省が連携を図りつつ、消費者や事業者などを含む幅広い関係者とのリスクコミュニケーションを行いながら、具体的な問題に対応していく形へと発展してきています。食品の安全の分野では、このプロセス全体をリスクアナリシス、リスク分析と呼んでいます。もともとアメリ

力の原子力利用や環境問題などの中から生まれてきた考え方だと伺っています。

日本の原子力安全行政でも、こうした考え方に照らし合わせてみたときに、それぞれの行政機関がどのような機能を分担して、どういう責任を負っているのか、その関係を明確にして、その上で具体的に何をどう変えていくのか、あるいは安全確保のためにどの部分を強化していくのか、今後の検討課題を明確にして提起する必要があるのではないかと思います。

そうした点で、今もっとも必要なことは、原子力安全行政におけるリスク管理やリスク評価におけるリスクコミュニケーションではないかと思います。今回の中間取りまとめでは、リスクコミュニケーションという言葉が専ら事業者に求められていることとして書かれていますが、大切なことは、原子力安全行政におけるリスクコミュニケーションの仕組みづくりにあると思います。繰り返される事故や不祥事の中で、国民の信頼を喪失しているのは、当事者である事業者だけではなくて、それらを防げなかった行政システムにもあることを自覚して、諸外国におけるこの分野の取り組みもしっかりと研究した上で、原子力委員会の果たすべき役割を明確にして取りまとめを行うべきではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

まさしくおっしゃったことはそのまま私どもの思っている思いであり、考え方であり、かつリスクコミュニケーションについてはそういう理解をしているつもりです。この紙を読んでそういうことが読み取れないとすれば、作文能力がなかったということですが、ただ一つだけ言い訳させていただきますと、国のリスクコミュニケーションについては、6ページの2パラに「さらにこうした規制活動は国民の負託によって行われるものであるから」と、ちゃんとした説明をしなければならぬということをきちんと書いているんです。ここにリスクコミュニケーションという言葉を使わないで書いています。リスクコミュニケーションの押し売りになるのは嫌だなと思って、ここは言葉を抜いたんですけれども、心は、このパラグラフ全体はリスクコミュニケーションの重要性をうたっているつもりであります。しかし、コメントを適切に考えさせていただきまして、改良に生かさせていただきます。

ありがとうございます。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

私のメモはいつも長いんですが、8ページから14ページです。

全部述べるのは大変なので、結論をごく簡潔に言いたいと思います。

先ほど佐々木委員が安全規制体制についての記述が変だとおっしゃいましたけれども、私も同じような意見です。6ページから7ページのところは、結論としては、エネルギー基本計画に準拠した結論が、最後の3行ぐらいに書かれているんですけれども、その前が屁理屈

ばかりで、どこが屁理屈かは私のプリントの12ページから13ページに書いていますので詳細は省きますけれども、この屁理屈をやめたらどうか。エネルギー基本計画では、今の体制がよいかどうかということについてそれなりに議論がなされて、システムを新しく作り直したばかりだからもうしばらく様子を見ようという結論が得られたと思うんです。だから、そういう趣旨で書いて欲しい。改める必要性は見出されないとか、そういうことまで結論しているわけではないと思いますので、基本計画の趣旨を結論として踏襲するとすれば、全体をそのような基本計画の議論に忠実に書き直していただきたいというのが最も言いたい点です。

制度改革について、ここで議論したかったんですけども、あと何回もかかると困りますので、私としては基本計画の趣旨でということで結構だと思います。

具体的な論点に入りますと、最初の1ページ目にセーフティとセキュリティという議論がありますけれども、これは第2節の2・にも最後の4行ぐらいありますけれども、3・には全然含まれていないということで、いかにもそこだけつけたという、飾りだけつけたというような構成になっているので、やはりセキュリティの話はない方がすっきりするのではないかと。あるいは後ろの方にセキュリティを独立に立てるか、2つに1つしかないのではないかと思います。

(近藤委員長) 7ページに入れてあるつもりですけども。

(吉岡委員) ほとんどないんじゃないですか。ないとは言えませんが。

(近藤委員長) そういう言葉を使っていないことは確かですが、日本語にしてあるんです。

(吉岡委員) ありました。数行ありましたね。だから、取ってつけた付録というような感じがしますので、ない方がすっきりする。セキュリティはセキュリティでやればよろしいという認識です。やらなくていいというわけではありません。

それと、地方自治体の6ページ、後ろから2つ目のパラグラフですけども、これは国が正しいという強い書き方があって、私が文句を言ったら少し直って、ちょっと穏当な表現になったわけですけども、やはりこれはもっと直した方がいいんじゃないか。具体案が私にはありますけれども、それについては後でお渡しいたします。

それと、重要な具体的なポイントがあと一つあります。4ページ目の3・2の7行上に、事故、事件により「公益も損なわれることが強く認識された」というくだりがありますけれども、私としては佐藤知事が先刻申し上げたような、事業を続けた場合のリスクがどうなるかとか、そういう社会的な意味でのリスク評価をした上で、政策を決定すべきだと思っております。性懲りもなく14ページに書きました。例えば六ヶ所再処理工場で、これは最大仮想事故、ただし技術的事故ではなくて、社会的事故としての最大仮想事故としてこういうものが想定されるわけですけども、これを踏まえてやはり政策を考えるべきだろうと思

ております。

あと、具体的に私のプリントで11ページから12ページまで3点ばかり書きました。地震対策については前回議論になりました。地震対策についての記述は、直接、原子力安全委員会の仕事に抵触するから触れるなという意見もありますけれども、棲み分けもできる。事故リスクの評価というのが非常に困難であり、ケタ違いに評価の数値も違い得る。この場合、科学的に不確実なわけですから、それについてどのように考えるか、重大なことも起こり得るという考えで対策をとった方がいいのではないかという、そういう記述を入れてはどうか。地震という個別の表現は省いてもいいですけども、そのあたりが2.4の提案です。

2.5の提案は次回扱うというので特に触れませんが、医療被曝です。これはICRPの防護基準とか国内防護基準に医療も含めるとまでは私は言いませんけれども、何らかの形でエビデンスに基づく医療被曝管理が必要であるということで、これは次回論ずると。

デコミッションングについても一言も触れられていないんですけども、安全委員会ではデコミッションングの安全管理政策が審議されているそうですので、原子力委員会でもどのように実施しやすい環境をつくっていくかという、そういう議論があったということぐらいは入れた方がいいのではないかと思います。

以上です。

(近藤委員長) 大分時間が足りなくなってしまったんですけども、吉岡委員の最初の分離問題についてのご提言は了解いたしました。

それからセキュリティの話は先ほども佐々木委員も、セキュリティ、セイフティの違い、この問題提起について述べられ、これは今国民保護法制の議論の中で整理がなされていますので、それからIAEAも最近セイフティディビジョンがセキュリティを扱うようになって、こういうようなデマ系の議論をしていますので、それを参照して書き込んだほとんどコピーですが、カットアンドペーストで張ったんですけども、確かに最近、にわかになんかというのが文書に現れるようになったということで、見かけないというのは確かです。それから、これでわかるのかということについては、わかりにくいこともあるかもしれませんので少し検討させていただきます。

それから、6ページのこれは別に国の方が正しいというつもりで書いているつもりではないんですが、なかなか日本語がうまく書けなくて今日ここに至っているので、ただ、先ほど佐々木委員がおっしゃられたように、ここはこういう現実がある中で、これに対してはまさに2つの判断が当然にこの世にあり得るところ、それをどうすればいいかということを考えるのがいいのか、それ以前にそういう2つの判断が生じないような、未然防止の観点からどういう仕組みがあればいいかという、いろいろな整理があると思うんですけども、ここはやや未然防止に力点を置き過ぎてしまっているということのご指摘だと思います。実際に現

実問題としては、恒常的にそういうシステムが既に存在していて、異なる判断が生ずることはあるべしですから、その場合にどうするかということをむしろちゃんと検討するような書きの方がいいという感もあります。両方書いておいていいのかなと思いますけれども、検討させていただきます。

それから、地震の問題は、それは吉岡さんの地震リスクに関する判断で違う意見もあると思いますので、そこはそれ自体を含めて、むしろ原子力安全委員会のマターとして、現在まさに進行中ですから、それについてここでとかく言うのはやはり言い過ぎだと私は思います。あなたは宇宙物理の専門家だから地震の問題についてあるいはご見識が高いのかもしれませんが、いろいろな議論があるということで、そんな整理をさせていただいたところがあります。

それから、デコミ等については、安全規制はシステムがあるわけで、むしろそういうことについて、安全規制のシステムがあるということは書き込むことはあるべしだと思いますので、ご提案を承りましたということですが、むしろこれについても現実には軽水炉の高度化等のところできちんと議論できる、技術開発論として議論できるとして除いていますが、ご提案はちょっと検討させていただきます。

ちょっと時間がなくなってしまったので、私のしゃべり過ぎが一番悪いんですが、節約して発言してくれというのは心苦しいのですが、笹岡委員、よろしく願います。

(笹岡委員) それでは、私の方からお礼と決意をまず申し上げたいと思います。

昨日、日本原燃の再処理工場におきましてウラン試験が始まったということに対して、まずお礼申し上げたいと思いますし、決意という立場で、私ども電力総連も日本原燃労働組合も自ら安全意識を持って取り組んでいくと、こういう決意で内外にコメントを出しておりますので、お話し申し上げたいと思います。

意見が2点ございます。

まず、安全確保の関係で、これは個別の事業者で対策を講ずるということは基本でございますけれども、しかし、元方事業者、及び請負事業者も含めて、原子力に携わる全ての人々が心と情報を共有できる組織づくり、こういうことが非常に大切なことだと思っております。そういう立場で、現行の労働安全衛生法では、違法と判断されております一元的に安全性管理を推進するということを進めないといけないのではないかと、このように考えております。

今般、労働安全衛生法の改正が義務化の方向で検討されておりますので、ぜひ本会議での議論が反映することを望みたいと思います。また、5ページ3.3の国の責任と課題について、原子力安全規制におきます判断基準となる安全基準や検査の方法についてですけれども、常に最新の科学的知見を反映するとあります。先ほど佐々木委員からもお話がございましたが、現実的には法の整備や制度が追いついてない状況だと、こういうふうに私どもは判断し

ていますので、早急の対応をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、安心または信頼を構築する対応としまして、事業者間の協力は不可欠なものと考えております。したがって、事業者間の協力につきましては、リスク分析や技術的・科学的分野にとどめることなく、地域対応に関する情報及び好事例の水平展開を含めて進めていくことが必要だと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

伴委員。

(伴委員) まず、今日、佐藤知事の話にありました独立問題、先ほど吉岡先生もそんな話をされましたけれども、そして委員長の方は、7ページのこのただし書きのところにあるニュアンスを含めたんだというような説明だったと思いますが、やはり独立を求める声というのは強いわけで、きちっとその文言を入れてほしいというふうに思います。

それから、全体の印象として、安全の確保と言いながら、やはり効果的とか効率的というところが優先されているという印象を持っております。安全文化という言葉が使われていますが、やはりどちらかと言えば推進のための安全文化というふうに読めてしまう。ここでは、やはり何よりも安全が重要だということをもっと随所で強調してほしいと思うんです。そして、そもそもこの規制の流れ、ここでは4ページのところの経済社会の環境の変化を踏まえたということで流れているんですけれども、実際にこの間の動き、今もそうですし、耐震設計の議論もそうだと思うんですが、結局は規制緩和という流れの中で出てきていると思います。性能規定化も維持基準も、東電事件で1年早まったけれども、もともとこれは導入する計画が進んでいて、その背景というのはやはり規制緩和ということになるわけで、その規制緩和ということの中で、安全を確保するというのが非常に難しいことだと思うんです。それで結論から言うと、安全余裕は切り詰められているというふうに理解しているのです。

規制値についてはしゃべるなということなのですが、規制値は緩められることは間違いのない。その緩められるところを工学的とか新しい知見でどこまで安全を保ちながら緩めることができるかというのが今進んでいる議論というふうに思う。それは極めてきわどい運転をこれから継続させていくことになるんだと思うんです。果たしてそれが安全確保に本当に結びついていくのだろうか。この中では理にかなったものというふうに書いてあるけれども、そういう表現というのは、ちょっと疑問で受け入れられないところです。

また、事前段階での強い規制ということが進んでいるのだということですが、規制緩和の一環として、やはり運転期間中においてはある意味ではシステムをチェックすれば事業者任せにいくという方向に、大ざっぱに言うとそういう方向に来ていると思うんですが、J C

〇の事故及びその後の事故、あるいは品質管理の問題等の実態を見ていると、果たしてそれで確保できるのかと。今は、話題になっているから事業者の方も安全第一でやりますと言うんですが、前回も言った安全と経済性という相克の中では、常にやはり拮抗していて、今の流れというのは経済性を重視する方向で来ている。それは規制緩和という言葉にもつながっていくのだと思うのですが、そうなると、事業者に任せておくということで原子力というのは本当に安全確保できるのか、僕は極めて疑問に思っている。ですから、運転段階においてもやはり強い規制というのが必要ではないかという意見を持っています。

それから、細かいところに入っていかかもしれませんが、このリスクですね。前にももらったものはリスクの査定ということが「はじめに」というところに書いてあった。今回は評価・分析というふうになっているんですが、リスクというのはその発生確率だけではなくて、それが発生した場合に与えるインパクトという両方がないと、それは成立していかないんですね。頭の「はじめに」ではそれが入っているかと思うんですが、3.2の事業者の責任というところにいくと、事故の発生確率等を常に分析、定量化しなさいということにだけ読めてしまうので、やはり公衆のリスクというのですか、そういったものもきちっと書き込んでおいてほしいと思います。

あとちょっと前後するんですが、最初のところのセイフティとセキュリティという2つのところ、2つに区分されているんですが、これは先ほどからリスクという言葉がわかりにくいということで書き直されるのかもしれませんが、ここではセイフティというのは工学的リスクに対応するとなっている。人為的リスクに対応するのは防護対策となっているんですが、例えば、この間起こっているヒューマンファクター的な問題のうちの広い意味で言うと、マシンとの関係だけではなくて、不正行為その他人為ミスの問題等はどこに含まれてくるのか。それがかなり重要な要素になってきているんですけども、それが何か読めないで、きちっとその重要性というのを「はじめに」というところから、上の方のランクに書いておいていただければと思います。

それから、テロ対策のところですが、前回、情報公開についてそれとの関係で安全情報は積極的に公開が原則ではないかという話をしていたら、そのときに六ヶ所再処理工場ではそういった図面は出さないと決めたという報道が流れていました。今、そのテロ対策という名のもとに、どんどん情報管理が出てきていると思いますが、これは情報公開、あるいは信頼を得るための情報公開という流れに逆行するような事態になってきて、大変それは難しい状況だと思うんです。

しかし、やはりテロ対策における情報の制限というのは最低限に押さえるべき問題であって、ここでは総合エネ調の例を挙げましたが、民間企業活動への国の介入や個人のプライバシーの侵害などを招かないようという注釈がついている。やはり信頼確保のためには安全情

報を積極的公開することを強調しながら、私としては扱ってほしいと思います。そうしないと、やはりブラックボックスのようなものがどんどん大きくなっていけば、あまりよろしくない。それこそ、私たちは核管理社会と呼んでいるんですが、そういったものになって、原子力はますます民主主義とはなじまないものになっていってしまうと考えています。

それから、最後に地震のことがさっきから出ていますけれども、ここでは新しい知見の反映ということが書いてある。一般的にはそれはそのとおりになると思う、ならなければならないと思うんですが、今議論になっている地震というか耐震設計の問題、ここでは新しい設計をするときに、リスクをどういうふうに設計に反映するかというのがいろいろ議論されているということですが、基本的な流れはやはり今のS1、S2をやめて、私なりの解釈で言えば、その中間あたりに1つ持ってきて、後は残余のリスクを評価して、いくということになると思うんです。そういう流れかなと思うんですが、そういうふうになっていったときに、実際問題として、新しい知見の反映というのはどういうふうに既設炉に対してされていくのかというのがもう一つ見えないところがあるので、最後は質問になっているんですけども、どういうふうに反映されるのか、やはり答えていただきたいと思います。それから、いただいた質問へのものについては、このペーパーに書いてあるので省略します。

以上です。

(近藤委員長) 私の理解は、行政改革における規制緩和の議論では、経済的規制の緩和という議論であって、安全規制の緩和という表現はない、技術進歩を反映できない硬直性の排除は当然、唱われていたと思いますが、と理解しています。ですから、私は規制緩和の流れに乗ってこういうことがなされているという整理はしていないつもりですが、そういうふうに見られるとすれば、見直してみなければならないという感想を持ちました。

それから、強い規制、弱い規制ということですが、原子力安全規制は事前規制も事後規制も含めて強い規制という整理になっていると私は思っていますけれども、それが読みにくいということであれば少し直してみたいと思います。

それから、情報公開の問題、これはご承知のように原子力のみならず、中西先生もいらっしゃいますが、大学でも大変苦勞しているところで、危険物も扱っていますので大変な苦勞をしていると。これを研究の自由とか、様々な問題とどう整合させるかということですから、原子力だけの問題ではなくて、我が国社会がテロという恐怖のもとにある、いわば地球社会がどうこれに対応するかという大きな問題の一部だという認識をしつつ、しかし、ご指摘のところについては、既にしてそういう議論がなされているところがあるとすれば、伴委員ご指摘のように、そういう注意はこの紙にもきちんと書かれるべきと思います。それについては、参考にさせていただきます。

ありがとうございました。

田中委員。

(田中委員) ありがとうございます。

事業者の責任と課題、あるいは国の責任と課題ということについて、かなり一歩踏み込んだ形でこれがまとめられていることに、大変理解あるいは評価したいところでございます。

ちょっと1点だけお願いいたします。6ページ下から2つ目のパラグラフで、先ほどから議論があったところではあるんですが、地方と国との関係のところ、事前防止、それから事後の対策というようなことがありまして、その2点について整理していただくこととなっているかと思えますけれども、特に重要なのは事前防止だと思うんです。そういう観点で、ここに書いていますのは、情報提供を行うということとか、情報交換ということで、その内容をまだ十分理解していないからわかりませんが、情報提供あるいは情報交換というのは、もちろん当然やるべきことと思うんです。というようなことで、ここにもさらに一歩踏み込んだ書き方ができないのかということをご検討いただけたらと思います。

例えば、安全確保の検討においては地方公共団体も含めて議論するとか、そういう書き方でこの相互理解が適切にできるような仕組みを検討していただけたらと思います。

以上です。

(近藤委員長) 我々工学者はすぐにその者も含めてとして未然防止策を考えてしまうんですけれども、多分社会科学の方は、むしろそういう対立は当たり前にあると。だから、それが生じた場合の対策を考えるのがおもしろいところだとおっしゃるに違いないと思って、これは佐々木先生の方を見ながら申し上げるのですが、佐々木先生はそうおっしゃいながら答えを教えてくれないから困ったなと思って悩んでいるところであります。感想を申し上げました。

井上委員。

(井上委員) 井上です。

今まで随分もう意見が出ていますので、何か蛇足のようなことですが、委員として何か言わなければいけないのかなと思いつつ、3つぐらいと思っています。

まず、事業者は原子力施設における安全確保の第一義的責任を有するとあるわけですから、やはりまずは事業者が自らの、しかも意欲的で自立的な発意と企業としての社会的責任とプライドにかけて、より有効な主体的な全体策を堅持されることがとりわけ重要だと思います。国は、国民の負託を受けて確固たる安全体制を堅持されて、維持されていくわけですから、国民にそれを保証するという視点で、その原子力活動というものをサポートしていくような、上からの縛りというか、規制というか、網をかけるというよりも、原子力活動そのものを全体的にサポートしていくような視点でいくというのはいかがでしょうか。または、規制というのは安全確保にとってももちろん大事ですけれども、あまりにも限りない無限の縛りという

のは、現場にとって非常に辛い部分もあったり、人材、コストと、時間等もかかることだと思います。

2つ目には、安全規制の体制が確保されても、それで立地地域、消費地、消費者が国や事業者を信頼して安心するかと言えば、やはりその開きというのは大きくて、結構その間には大きなギャップがあるという状況だと思います。

また、原子力安全・保安院に安全広報課を今度つくられているとお聞きしたのですが、市民の理解促進、ニーズに対応するには、大変まだ少ない人数だというふうにお聞きしております。十分に十分ではないと。さらに、今日、専門家の話を聞いただけで、直ちに不安が解消される、安心するという状況では、市民のレベルではないと思います。したがって、国や専門機関からの広聴・広報だけでなく、市民自らが市民のために、市民の立場でNPOやNGO等の活動を通して、自ら学習の機会を持つことが今はとても大事だと思います。こうした活動に対する支援体制をぜひ進めていただきたいと思います。

こうした市民自らの活動によって、いたずらに煽動的な情報に流されることなく、また過度な不安に恐れることなく、正しい情報と知識の集積によって、市民自身が多角的に意識、サイエンスリテラシーを持つことが可能になると思っております。

3つ目に、昨今、国際情勢がいろいろ変化しておりますが、今回の長計においては、テロ対策、そして核物質防護対策は緊急の課題であると思っておりますし、さらに議論を深めていく必要があるのではないか、これから先5年間を考えますと、大変重要なことではないかと思っておりますので、改めて議論をお願いしたいと思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

最後の点について、先ほど伴委員からのご指摘も踏まえて、様々なところで議論されている問題ではありますが、我々として知恵がないと書くものもないので、難しいと言うだけになってしまいますから具体的なご提案が委員からあるとよいのですが、検討させていただきます。

それから、その前のNPO、NGOの問題、これは大変重要なご指摘だと思いますけれども、これについてはこの4.に書いたように、別のところできちんとした議論をするということがよろしいかと考えております。

それでは、庭野委員。

(庭野委員) ありがとうございます。

6ページ、7ページのところが中心ですけれども、安全基準であるとか検査方法、安全規制に関して、常に最新の科学的合理性及び知見を反映していくということに関しては、非常に評価させていただきたいと思っております。

ただ、いろいろな委員からも出ていましたけれども、表現が比較的、適切とか、期待するとか、慣用句ということで、できればもう少し主体的な言葉を使っていたらいいというのが正直なところでございます。

実は、原子力の安全確保と規制というのは表裏一体でございますけれども、これは国だけでとか、電気事業者だけということではなくて、これからやはり一体となってやっていくということが大きな成果につながるという認識でございます。今後、我々としても技術的根拠に基づいたリスク情報の活用であるとか、客観的な尺度、評価尺度も入れた安全規制の育成に貢献していきたいという気持ちは全く前回の報告と変わっておりません。

時間がないので申しわけありませんけれども、ちょっと一つ紹介させていただきたいことがございます。実は、本日の午前中に日本原子力技術協会、これは仮称でございますけれども、設立に向けまして発起人会を開催いたしました。これは原子力産業界として先ほどらい出ております技術基盤を整備・強化しまして、まず運転情報の収集・分析、その活用、それから2つ目が民間の規格の整備促進、3つ目が安全文化の推進、この3つを活動の柱として、原子力事業の安全性、信頼性の向上、データに基づく、先ほどらい言っています科学的・合理的な運営の支援を行うという組織でございます。

この協会は、第三者的な組織を目指しておりまして、現在、会員としては電力会社、プラントメーカー、燃料加工メーカー、建設会社など幅広い分野を対象としていきたいというふうに思っております。さらに、運営そのものの透明性を確保するというので、第三者で構成される評議委員会も設置するという趣旨でございます。

こういう協会を通じまして、科学的・合理的な技術管理を整備すると同時に、それに基づいた原子力の安全性と信頼性の確保にさらに貢献していきたいという団体でございます。ご紹介させていただきました。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

草間委員。

(草間委員) 最後になりましたので、もう多くの委員の先生方がご指摘されたことですので、重複する部分があるかと思いますが、4つだけ。

まず、安全確保の中間取りまとめ、皆様のご意見を盛り込んで大変よくまとめていただいていると思いますけれども、使われている言葉等、例えばインセンティブ規制とか、あるいはIAEAのOSARTとか、あるいは後続規制とか、一般の人々にはわかりにくい用語が使われている。この中間報告は一般の国民が見るという視点で、ぜひ易しく書いていただきたいと思います。また、文章そのものが大変わかりにくくて私のような理解の悪いものは1回では何を書いてあるかよくわかりません。私は、学生に指導するときにはワンスルーで1回読めばわかる文章を書くということで、卒論あるいは修論等の指導をしてまいりました

が、この中間報告書は1回読んだだけでは、ここに参加していてもわかりませんので、ぜひわかりやすく書いていただきたいと思います。わかりにくい1つの理由は1つの文章が長過ぎるのだらうと思います。いずれにしてもどんなに立派なことが書いてあってもわかっていただかないことにはしょうがないので、ぜひわかっていただけるような文章にお願いしたいと思います。

次に、2番目ですけれども、最後に安全規制の体系図を書いていただいておりますけれども、私の理解は、文科省の原子力安全課あるいは経産省の保安院等の規制というのは、どちらかという物に対する規制がメインで、やはり安全確保といったときに、笹岡委員が主張されるように、労働者の安全確保も大変重要であるということを考えますと、労働安全規制というのも一つ大変重要なので、厚生労働省も入れていただいた方がいいのではないかと思います。

3番目は、最後の4 . のところで、今後の課題として書かれているところが、実は原子力委員会としての安全確保というところでやはり一番必要なことは、いかに優秀な人材を確保し教育していくかということと、安全に関する研究開発をどうしていくかと。もちろん、安全委員会で重点安全研究というのは取り上げてはおりますけれども、原子力長計の方でも安全確保のための安全研究がいかに大事かということもぜひ入れていただきたいと思います。

4番目は多くの先生方からご議論がありました6ページのところですけれども、今日、佐藤知事にもお話しいただきましたように、現在、原子力を推進していく上で、地方自治体の首長の役割というのは大変大きいと思います。しかし、実際どれだけ法的な責任を持っているかという、法体系上は国と事業者という形になるのではないかと思います。しかし、現実には橋本知事もおられますけれども、地方自治体の首長の権限というのは大変大きいと思います。したがって、6ページのところで両方の判断が異なるということがいいことか悪いことかは別としまして、いずれにしても、地方自治体と国の関係というのは大変重要です。ぜひここで国が地方自治体への情報提供を行うことも一案でありとか、あるいは有益であるという、現実問題としてはやはり自治体の首長のご意見というのは大変重要です。こういう消極的な書き方ではなくて、もう少しきっちりやっつけていかなければいけないんだということを、強調して書いていただいた方がいいのではないかと思います。

なぜかという、7ページにはダブル規制が、これは今、伴委員とか吉岡委員が言ったように、十分議論されていないにもかかわらず必要性は見出されないと、かなりきつい結論が出ているにもかかわらず、こちらは一案であり、有益であるという、随分消極的な書き方ですので、もう少しはっきり書いていただいた方が、必要であるとか、不可欠であるというような言葉で書いていただいた方がいいのかと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

学期末に合格できそうもないという感じになってしまいました。わかりにくいということはいつも言われていますので、なるべくわかりやすくいたします。

それから、労働安全はおっしゃるところは、今回も労働安全衛生法のことをメーションしているわけですが、これは何とかうまく組み込める、関係者の間の意見を整理してみたいと思って問題提起をしたところでもありますので、どういうふうに締めるかはちょっと考えさせていただきますが、思いは同じでございます。

それから人と研究開発の問題は、4.にありますように今後ちゃんと議論させていただきます。

それから、国と地方の問題もご指摘のところよくわかりまして、恐らくこれは重要であると思うだけではしょうがないので、ここでどう書けば皆さんにいいとっていただけるか、具体的な提案をいただかないとなかなか難しいですが、吉岡委員が提案していただけそうな感じですけども、やはり佐々木委員のようにその道の専門家の方がどういうふうに、あるいは知事にもぜひここは相談させていただきたいと思うんですけども、こんなことは本当はほとんどの場に出てこないんですけども、ここでわざと出しまして、簡単に答えを書いてしまいましたけれども、これは問題提起をしているつもりですので、ぜひここについてはご意見をいただけるということを確認して、そのように整理させていただきます。

ありがとうございます。

山名委員。

(山名委員) まず、リスクという言葉はかなり使っているんですが、参考8にリスク管理の体系図がありますが、先ほどの渡辺委員の食品のリスクのところを見ますと、リスク、リスク管理、リスクコミュニケーションという言葉に対する定義が明確に書いてありました。どこかにグロッサリーなりで定義を明確にする必要がないかと。何かみんな違うことを考えればリスクと言っている場合があるので、例えばプロバビティとリスクを混同しているということがあり得ますので、グロッサリーはあってしかるべきだと思います。

それから、ちょっと事務局に質問でございますが、3ページの上から10行目ぐらいにというのがありまして「原子力発電の持つメリットを生かす発電所運営を可能にするような規制環境の整備を…」とあるのですが、これはやや意味がわかりにくいので、少し説明していただけないかと思えます。

それから、7ページの下から4行目で、私も学会系の人間ですので、こうした活動やその後方支援、その成果の評価と説明には学協会の果たし得る役割が大きいですので、これに対して適切な役割を果たすことを付託することも忘れてはならない。司法が後方支援しているのは学会ですよ。その学会に何か頼むというのは国だという文章かと思うので、主語がもう少

し明確になった方がいいと思います。

それから、国という言葉がたくさん出てきますが、安全の場合、国が規制行政庁のことが、安全委員会のことが、あるいは原子力委員会のことが、あるいはそれらの委員会に属している学識経験者も含むのか、時々あいまいになることがございます。どこかで明確にしたいと思うわけです。

それから、8ページに先ほどありました法的な二重規制という言葉が出ていたかと思うんですが、これは私、実は今まで行われてきた事業区分の規制というのが、実態に合わなくなってきたと。廃止措置のようなものが出て、原子炉事業が突然廃棄物の事業になる。それからクリアランスの話が出たり、放射性元素の利用などが非常に広がってきている、医療、加速器などが発展していることも考えると、結局、事業区分規制が今までの法体系の法解釈だけでいけるかどうかというのは、やはり今非常に大きな問題になりつつある時代だと思います。ですから、ここの法的なことは、もちろん原子力安全委員会マターではありますが、原子力委員会としては、最新状況に適した法体系のあり方をやはり検討するということが積極的に書かれていいと思いました。

それから、最後に先ほどから原子力安全・保安院の独立問題が指摘されておりますが、これは単なるコメントですが、前回、神田先生が日本にはNRC型はなじまないということをおっしゃられました。私もそれは同感でありまして、実はやはり規制や安全を担保する側の人材資源、あるいは知識資源の我が国での存在状況の一つの現実性の問題があると思います。理想論を言えば、完全に独立した安全のコミッティをつくる、それもよろしいんですが、どこに密接な情報があって、どこにそれを判断する知識があるというときに、我が国の人材の存在体系の中で、理想的な独立論というのは本当に成立するかどうかというのは、できるならやったらいいんですけども、それはやはりよく考えなければならない。理想論だけではない。

これは、先ほど佐藤知事がこの長計の進め方に関して、ヨーロッパ式のコンセンサス会議はしかるべきだとおっしゃってました。それも一つの手ですが、ある方の意見では、とくに原子力に関して、パーフェクトなコンセンサス会議というのは非常に難しいという意見もあります。ということで、私は近藤先生主導のこの会議のディスカッションというのは、極めて現実的で、ディスカッションを尽くす体制になっていて、私は大変よかったと思っていますが、そういうある種理想的な姿と現実の資源の中で我が国がどうやって実効的な規制をやっていくかということは、現実的なレベルでやはり慎重に議論すべきであろうと。これは意見でございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

5つありましたけれども、事業者のところは、委員からいただいた紙をそのまま書き込んでしまっていますので、その真意を私が説明するというのは無責任な話ですけども、そこは、察するに、やはり原子力発電のメリットを生かすということ、例えば、いったん燃料を入れれば長く運転できるとか、そういうことを生かせというようなことを多分言っているのだらうと思います。ただ、何より大事なことは、わかりにくいのはどうしようもないわけで、わかりやすくすることについて検討いたします。

それから、もう一つ日本の原子力規制体系の問題ですね、これをどうするか、問題提起がされたということをご意見として二重規制とか事業規制から物質規制へというようなご発言をいただいたということはあります。それは議事録にあるんですが、それをここでは8ページの2パラのように書いてみたというわけですが、何より大事なことは、現場の実情を踏まえ改良すべき点がないかどうかを検討するのが重要という、さっきの現場主義でこれは整理したんですけども、これでは何を言っているのかわからないということであろうかとすれば、もう少し問題意識があるということによく理解していますので工夫させていただきます。

藤委員。

(藤委員) 安全確保の第一義的な責任を負います私ども事業者といたしましては、国際規格ISO9001を基礎といたしました品質マネジメントシステム(QMS)を確立して、安全確保のためのあらゆる努力を続けますとともに、事故の再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

こうした私どもの取り組みが、立地地域をはじめとする国民の皆様の安心につながるためには、きちんと透明性を確保して、そして説明責任を果たしていくことが必要であるということ、言うまでもないことであります。

このために、事業者といたしましては、特に自治体の皆様方との意見交換の場を設けたり、あるいは事業者同士の間でも率直な意見や客観的な評価を交換しながら、目に見える形で安全の確保に向けた努力をしてまいります。また、規制当局におかれましても、立地地域の皆様に対して、安全確保の考え方や私どもの取り組み内容等について、より積極的に説明していただくことも必須であろうと考えております。

先ほど、庭野委員が紹介されました日本原子力技術協会ですが、この新しい団体につきましては、私も発起人の1人として参加しております。私ども、この新団体に対して、独立性ということを期待しております。特に、客観性を持った第三者の立場を活かして、科学的、合理的なデータ等に基づき、私どもの原子力発電所の自主保安活動に対して適切な勧告を実施していただきたいと考えているわけでございます。これは新しい取り組みではないかと思えます。さらに、こうした新団体の活動のプロセス、成果、チェックした内容、そういうものを社会へ情報公開することによって、原子力の運営にかかる透明性がさらに向上する

ことにつながるのではないかと考えている次第であります。

私ども事業者は、こうしたことに期待を寄せまして、新団体の取り組みに対して、積極的な支援・協力を進めてまいります。そして、これらの活動を通じまして、私ども自らの保安活動の一層の向上を図って、原子力発電の安全確保、信頼の確保に向けて弛まざる努力を続けてまいります所存でございます。

この新しい日本原子力技術協会は、メーカーや研究機関等、あらゆる原子力に携わられる皆様方が私どもと一緒に参画して、設立して、運営していく機関でございますので、今後の私どもの安全確保に対して多大の貢献をしていただけるものと、その独立性に期待するものでございます。

以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

さて、時間がまいりましたのでそろそろ終わりにしたいんですけども、幾つかの問題として、重要でありながら、その答えの書きようについて具体的にご提案していただいてないところをどうするかというのが1つ、それからもう1つは、佐藤知事が個別具体的な事案についての評価を策定会議でなすべしというご発言をいただいたところ、私は、さはさりながらやはり考えるにこれは専門的なご判断を、司、司の判断に任すべきであって、策定会議が足を踏み入れるべき領域ではないと考えているわけですが、これについては、皆さんにご賛成いただく、ご反対いただくということではないのですが、感想をお持ちの方がいらっしゃれば、感想をおっしゃっていただいてもいいのですが。

(伴委員) 私は、議論していくべきだと思います。

(近藤委員長) はい。策定会議で議論をするという、それがいろいろな意味で将来にいいこと、原子力委員会、原子力安全委員会という仕組みの中でいいことかなということについての判断をしなければならないんです。

(伴委員) そういう場所というのはないんですね。場所がないというのはちょっと極端な言い方かもしれませんが、現実的にはないんです。

(近藤委員長) おっしゃるとおりです。ですから、先ほど6ページに書きましたのはまさしくそのことを言っているわけですし、そういう問題提起に対して、まさしくそういう仕組みをどうするかというのは原子力委員会の仕事だということで、私は再三申し上げているところです。

ですから、そういう整理をしたい、そういう意味で積極的にそこについてこういう仕組みがいいんだということのご提言をいろいろな意味でいただければということをお願いしているんですけども、個別具体について踏み込んでしまうと、まさに今後策定会議みたいところでしょっちゅう、原子力委員会が駆け込み寺になって、そういうことをさばけというこ

との宣伝になってしまうということはいささかおかしいのではないかという意味で、私どもとしては、その事案を踏まえて、そういう制度を整備することが重要ということを行うことでピリオドというふうに思っている、そういう意味でそういう発言をしていたわけですが、ほかに感想をおっしゃる方いらっしゃいますか。

木元委員。

(木元委員) 時間のないところ恐縮です。

今の件に関して、やはり取りまとめ(案)の6ページ3つ目のパラの「さらに」というところですが、今の伴委員のご意見もありましたが、やはり書きぶりに皆さん疑問を持っておられる。原子力委員会は、市民参加懇談会をはじめとしてフレキシブルに対応できる機能を持っていると思います。ですから、受け皿としてそれをフルに生かしていくことだと思うんですが、この文言でちょっと気になっているのは、「さらに」の後3行目「検査の内容と結果を含めて地域社会の人々を含む国民に適切に説明しなければならない。」という言い方は、あまりにも高所から大上段に振りかぶった姿勢で、その後に出てくる相互理解とか広聴・広報の精神からは、私から見れば外れている感じがする。今日の佐藤知事の場合も、知事はどうしてそういうお考えを持ったのか、なぜそういうふうにお感じになるのかというのをまず広聴という精神からお聴きする姿勢が必要なのです。例えば「地域社会の人々を含む国民に」の次に「国民の不安、その中身を知り」というようなニュアンスの言葉を入れてほしいと思うのです。先に広聴があって、その中味から相手のことを理解することにより、相互に理解し得るといふ国民との相互理解につながるのだから、広聴・広報の本来の形と相互理解をきちんと踏まえた文言に整えた方がいいということです。それが伴委員のお答えにも若干ですがなるのではと思います。ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

原子力委員会はかくのごとく民主的に運営していきまして、意見が一致しないところでありますので。

神田委員。

(神田委員) 感想をと言われまして、こちらを向かれたから私が言うのがいいのかもしれませんが、佐藤知事があれだけ言われたからといって、原子力委員会は原子力委員会だと思えますね。原子力安全委員会の役割とか国の仕組みとかについて、知事といえども必ずしも理解されていないということがよくわかりましたので、言われたところに動くというのではなく、やはり見識を持って原子力委員会の役割を果たすべき、それから、策定会議は策定会議の役割を果たすべきであって、あまり踏み込み過ぎることをやって道を誤らないようにしていただきたいと思いました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは、時間が参りましたのでお諮りしますのは、この中間取りまとめにつきましては、いただいたご意見を踏まえて修正をさせていただきます。しかしこれを完成度を上げるということが本当に必要かという、既にご指摘のように今後審議していく様々な課題に安全問題がかかわっておりますので、そういう意味の見直し過程が今後ともあるということを考えますと、あまりパーフェクトなものにしなくてもいいのかと思いますので、今日いただいたご意見を踏まえて、できるだけいいものにするということで、年末年始の時間を使わせていただきます。そういうことでありますので、今日ご発言が足りなかったということについて、あるいは今日、重要な問題とされたところについて、ご提言等あればいただきたいと思います。

少なくとも分離の問題については、書き方について少し論理を逆転した整理の方が、また、個々のテーマで閉じるということではなくて、佐々木委員がおっしゃったように世の中の変わり目でいろいろなことを考えるべきと、宿題を残すことになるかもしれませんが、そういう表現もあるのかなと思いつつ積極的に考えるトーンでいきたいと思います。そういうことで、とりあえず今日はこの紙についての審議はこれで終わらせていただきます。

なるべく次回でこの議論を終わりにしたいというつもりを込めた紙をお送りしますのでよろしくお願ひします。それでは、今日はこれで終わらせていただきます。本当にこの半年、精力的にご議論をいただきましたこと、まだ道半ばでございますが、とりあえず年末でございますので、皆様にお礼を申し上げて、どうぞよいお年をお迎えください。

ありがとうございました。

(後藤企画官) それでは、次回でございますが、1月13日の木曜日15時30分から、当初16時からとお話をさせていただきましたが、30分早めて15時30分から行いたいと思います。場所は本日と同じ、このタイム24ビルでございます。

なお、当日は会議の冒頭に本日と同じようにご意見を聴く会という形で、全国原子力発電所所在地市町村連合会の方から、双葉町長及び美浜町長にお越しいただいて、お話をいただけるという予定になっております。

それでは、今お話がありましたように早目に文書をお渡ししますが、何かご意見があれば、前日までにお願ひしたいと思います。あと議事録の件もよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。